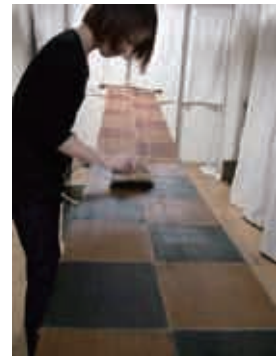


「ぼかし水玉」(帯の模様)  
焦げ茶の着物に合う帯をという注文で制作した作品



「ステンドグラスの花」(帯の模様)  
インド更紗がヨーロッパに渡って変化したものを原型が無いぐらいにアレンジしたもの



帯を張って引き染めの作業をするスタッフ。



筆で顔料を差していく作業。「描く」とは言わない。(モデルはスタッフ)

第4回

都心のマンションに構える染色工房 にへいゆきはる 仁平幸春さん

「友禅」と聞けば、ほとんどの人は京都の西陣や金沢の加賀友禅を連想するでしょう。でも東京には東京友禅という、れっきとした染物の文化がありました。西武新宿線沿いの街から、高田馬場、早稲田あたりは、「洗張り、染め物」と書いた看板が民家の軒先にかかっているのを以前はよく見かけたものですが、昔はこの地区を流れる神田川に沿って染物業が盛んに行われていたことの名残りです。

さて今回紹介する仁平幸春さんは、都心に工房を持つ中堅（歳にして40代）の染色作家です。現代は染色というと都市から離れた山間地あたりに工房があるようなイメージを持つ人もおられるかもしれませんが——そういうところで仕事をしている染色作家が増えていることは確かですが——、実際は生業としての染色業はむしろ町の中で盛んに行われてきているのです。「友禅」とはまさに都市の文化であるわけですね。

仁平さんの工房は、住所でいえば早稲田の、都内で今ゆいっつ都電が走っている新目白通りの、面影橋という停留所の真ん前のマンションの中にあります。周囲はどことも変わらぬ都心の風景ですが、路面電車と停留所だけは文字通り昔の「面影」を残して、古い東京の風情をほのかに感じさせています。

室内は2LDKぐらいの大きさで、着物の帯

を張って制作できるスペースがあれば、マンションであっても一人か二人ぐらいが仕事するには充分のようです。とはいえ維持していくのは大変そうで、工房は1年中フル稼働しているように見えます。

染色作家としての仁平さんのアピールポイントは、まず第一に、技法的には何でもこなせるレパートリーの広さがあるということがあります（でなければ、都心で生き抜いていけないということもあるんでしょうけど）。したがって絵柄なんかもいろんなタイプのものがあって、作風としてはとてもバリエーションに富んでいます。

創作という面での持ち味は、模様の描き方などがきちりとしていて正確であるというよりは、どこかルーズで、ゆるゆる、ぐずぐずしているような、そういう雰囲気を漂わせているところが面白く感じられます。でもそれは決してテクニックの未熟さからきているということではなくて、仁平さん自身の言葉を借りていえば、「モチーフの構造を掴んでしまえば、自由に描くことで生きた模様を創っていくことができる」ということなのです。このあたりが絵とは違った染色模様の創作の面白いところです。そしてそれによって布が生き生きとしたものに見えてくるというところに、染色という仕事の本質があるのです。

ゆるゆる、ぐずぐずの美を成立させる

（制作／かたち21）

# 土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 614  
2008 March



表紙写真  
「忍野の春」

第22回写真コンクール佳作  
市川由紀子●神奈川県

美の工房 工芸評論家●笹山 央

- 03 「境界問題相談センターふくい」設立について
  - 06 境界シンポジウム in ふくおか
  - 12 日調連技術センター・データセンタープロジェクトについて
  - 16 LOOK NOW  
日本災害復興学会発足記念大会
  - 18 8年越しに果たした約束半分 ～日本災害復興学会が旗揚げ～  
関西学院大学災害復興制度研究所 教授●山中 茂樹
  - 21 情報スクランブル  
事業用借地権存続期間の上限引き上げ  
成蹊大学法科大学院 教授●上原由起夫
  - 22 特定認証局の動き  
土地家屋調査士の電子署名を活用してみませんか
  - 25 会長レポート
  - 28 広報最前線／福島会
  - 30 世界遺産候補地  
「沖ノ島と関連遺産群」を世界遺産登録に
  - 33 ネットワーク50  
富山会・新潟会
  - 36 第23回写真コンクール作品募集
  - 37 平成20年度から商業登記所の集中化がスタート！
  - 38 会務日誌
  - 39 日本土地家屋調査士会連合会  
会館移転現状報告
  - 40 土地家屋調査士名簿の登録関係
  - 41 ちょうさし俳壇
  - 42 会員の広場を利活用ください
  - 44 なるほど ナットク 国民年金基金3  
国民年金基金へ納める掛金はいくらですか？
  - 46 お知らせ  
土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の  
団体指定について
  - 46 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局  
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

# 「境界問題相談センターふくい」 設立について

境界問題相談センターふくい センター長 浦井 勉志

## 1. はじめに

平成 20 年 1 月 25 日、小雪が舞う福井市「ワシントンホテル」において「境界問題相談センターふくい」の設立式典が開催されました。

式典に先立ち、早稲田大学 山野目章夫先生を講師にお迎えして、「境界問題と土地家屋調査士の役割」と題する基調講演を行い、具体的な事例を紹介していただきながら、「筆界特定制度ができたのに ADR が必要なのか?」「土地家屋調査士の日常業務と ADR は別物か?」という基本的な課題について考察していただきました。

式典では、県内外の土地家屋調査士のほか、福井弁護士会会長 北川稔様、同副会長 内上和博様をはじめ、他士業（司法書士会、行政書士会、税理士会、不動産鑑定士協会、宅地建物取引業協会）の役員の方や、福井県内の官公署で用地業務を担当されている方々に



松岡連合会会長祝辞



山形敏博福井会会長祝辞

もお越しいただいた中、福井地方・家庭裁判所所長 岩田嘉彦様、福井法務局長 木勢光男様、福井県副知事 旭 信昭様、松岡直武 日調連会長よりご祝辞・ご祝電を賜り、大きな励みとなりました。

全国で 28 番目となる ADR センターの立ち上げと言うと平凡なようですが、福井会の長年にわたる地道な活動の積み重ねに裏づけされたオリジナリティー溢れるセンターであると自負しています。

## 2. 福井の境界問題の実情と 福井会の取り組み

福井会では、昭和 51 年より定期的な無料登記相談会を開催しており、近年では毎年 4 月と 10 月に県内各地の教会場での開催が恒例となっております。

過去 4 年間で 652 件の相談が寄せられ、このうち 239 件 (36.6%) が境界に関する相談でした。

(図 1 参照)



式典出席者

この相談結果から、市街地だけでなく、村落地や山間部においても境界問題で悩んでいる方々が多数存在しており、このままの状態では次の世代に土地を引き継ぐことに不安を感じていらっしゃる方が多いということが明らかになりました。

福井会では、このような境界問題で悩んでいる方々に対する取り組みとして筆界確定訴訟における「筆界鑑定」に着目し、平成 12 年より「境界鑑定人養成講座」を 29 回開催し、民法、民事訴訟法などの法律知識の習得から、「鑑定報告書」の書式演習まで幅広い研修を行ってまいりました。



山野目章夫早大教授基調講演

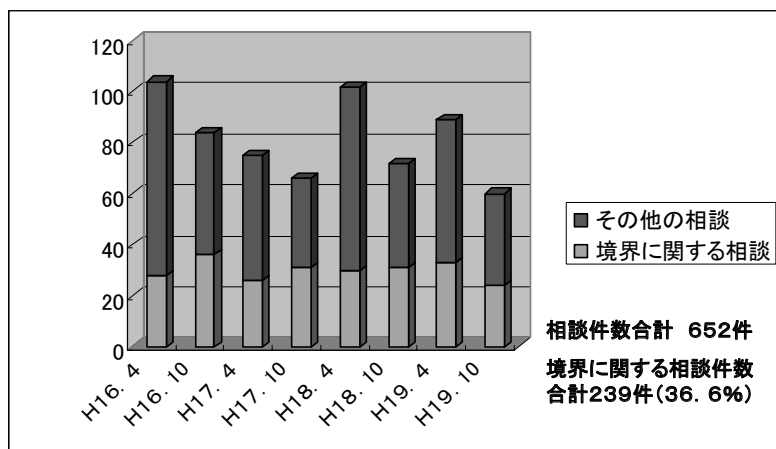


図1 過去4年間の無料登記相談会における相談件数の推移

この研修結果を踏まえて、平成15年に「筆界鑑定人の推薦制度」を立ち上げたほか、現在、28名の会員が筆界特定制度における「筆界調査委員」として任命され、成果をあげております。

しかしながら、実際の境界問題には、土地の所有権の問題や越境構造物の問題など法律的問題を含んでいる事例が多いため、土地家屋調査士単独による活動の限界も知る事となりました。

そこで、平成16年より福井弁護士会と連携して「合同境界問題相談会」(有料 土地家屋調査士2名、弁護士1名が担当)を開催することになり、平成17年にはADRセンター設立に向けた調査・研究も含めた「合同境界問題相談会の運営に関する協定書」を締結したところ、平成19年12月時点で9件の相談が寄せられ、概ね好評をいただいております。

このような地道な活動を基礎として、今回の「境界問題相談センターふくい」の立ち上げに至った次第です。

### 3. 福井会の考える専門家の役割

#### (1) 専門的な知識に基づく総合的なアドバイスの提供

土地家屋調査士による地図などの資料の見方、測量、筆界の位置についてのアドバイスのほか、弁護士による法律的な解釈についてのアドバイスを総合的に提供することが重要と考えています。

#### (2) 適切な解決手段の選択についてのアドバイスの提供

筆界特定制度が創設されたことで、境界問題を解決するための手段の選択肢が広がりました。しかしながら、ADR手続きも含めて、全ての手段に長所と短所があります。従って、個別の事案ごとに適切な解決手段を選択し、ときには複数の手段を組み合わせる必要が生じているため、専門家によるアドバイスが重要と考えています。

#### (3) 当事者の話を十分にお伺いすること

境界問題は、お隣同士の争いですので、法律上の問題の他、日常生活の中で積み重なった様々な問

題(隣の屋根雪が自分の土地に落ちる。ピアノの音がうるさい。ゴミの出し方が悪い。等々)が混在しています。

まず、当事者の話を十分お伺いすることで、当事者自身で問題点を整理していただき、問題解決の糸口を見出すサポートができるものと考えています。

### 4. 「境界問題相談センターふくい」設立に際しての課題

このような経緯によりADRセンターを設立することとなったのですが、会員数159名という小さな福井会では、東京、大阪、愛知といった大きな単位会と同じ活動をする事は、事務局も含めて人員配置の負担と金銭上の負担が大きくなりすぎます。

そこで、福井会の「身の丈にあったADR」とするため、運営委員会で協議を重ね、以下のような工夫をいたしました。

#### (1) 基本的なスタンス

センターの相談手続きにおいて「問題点の整理」と「問題解決手段の選択についてのアドバイス」を差し上げ、相手方との話し合いが可能であり、かつ、相手方との話し合いが有効であると思われる事例についてセンターの調停手続きをお勧めすることとしました。

#### (2) 事務局について

専属の事務局は設置せず、調査士会の事務局職員がセンターの事務を行うこととしました。ただし、事務局職員は申立受付の受理などに関する判断は行いません。

### (3) 無料登記相談会の活用

毎月第三水曜日（福井県土地家屋調査士会館）、および毎年4月と10月県下数会場で開催する無料登記相談会において、土地家屋調査士が相談内容をお伺いした上でセンターの相談手続きの受付を行うこととしました。

したがって、事務局に電話等でお問合せがあった場合、直近の無料登記相談会のご案内をし、ご予約を受けるにとどめます。

### (4) 事前調整手続き

センターの相談手続きを効率的に運用するため、事前に「事前調整」という手続きを実施し、相談内容の確認とお手持ちの資料の確認を行うこととしました。

不足している資料があれば、ご自身で取得していただくか、ご要望に応じて資料取得のお手伝い（有料）をすることとしました。

### (5) 調停員候補者名簿登録の要件

調停員候補者名簿登録に際して、実務経験年数は問わないものとした。

ただし、実際に調停員として選任する場合の要件として、担当土地家屋調査士2名の実務経験年数の合計が10年を超えることとしました。

このことにより、若い会員の新しい知識とベテラン会員の経験を活用できるほか、センターの担い手の育成にも役立つと考えています。

### (6) 相談手続き前置主義

センターの調停手続きを希望される方は、原則として無料登記相談から事前調整、そしてセンター

相談手続きを経由していただくこととしました。

一見、煩雑な手続きのようですが、申立希望者のお話を何回もお伺いすることで事案の正確な把握が可能になるほか、当事者自身で問題点の整理をしていただき、解決の糸口を見出すサポートができると考えています。

### (7) 筆界特定制度などとの連携

センターの調停手続きには、強制力や決定力がないことに留意し、事案によっては、筆界特定制度などとの連携を図りたいと考えています。

## 5. 「境界問題相談センターふくい」の運用と今後の課題

以上のような検討の結果、当セ

ンターの運用は別表（図2）のようになりました。

当センター設立に関しては、新聞、テレビ、ラジオなどの報道機関にも取り上げていただき、中には一面トップ記事の扱いをしていたいただいた地方紙もありました。

このおかげで、1月31日現在で数件のお問合せがあり、県民の期待の大きさに身の引き締まる思いです。

しかしながら、当センターのシステムはこれで完成したわけではありません。

試行錯誤を繰り返し、境界問題に関する悩みを抱えた方々の視点に立って、進化し続けるセンターを目指したいと考えています。

皆様からのご意見をお待ちしています。

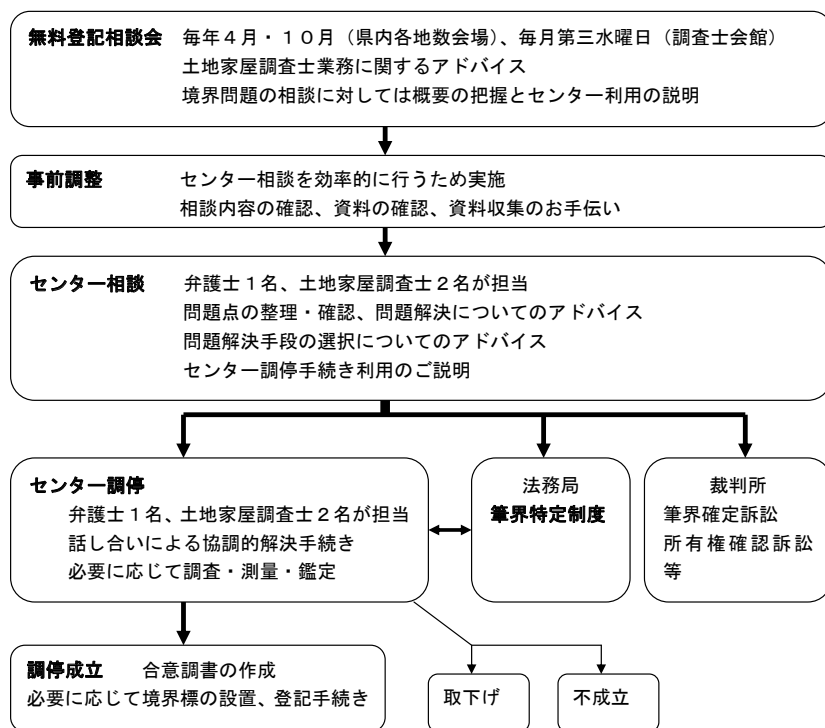


図2 「境界問題相談センターふくい」概要図

# 境界シンポジウム in ふくおか

本年1月26日(土) 午後1時より、福岡県福岡市中央区の電気ホールにおいて、『境界シンポジウム in ふくおか』が開催されました。

近年の司法制度改革や規制改革により、不動産登記法の改正、土地家屋調査士法の改正、ADR 基本法が施行されるなど、従来の裁判に加えて、境界紛争を解決するための選択肢が増えています。

それぞれの制度のメリット、デメリット、活用方法を考えることをテーマに、第一部として基調講演、第二部で公開パネルディスカッション、また地下一階会議室では無料相談会が催されました。

## 【第一部】

福岡会・中村会長による挨拶に続き、九州大学大学院法学研究院教授・七戸克彦教授による基調講演が始まりました。

### ●基調講演「境界をめぐる紛争とその解決手段」

初めに、本基調講演は一般市民を対象としているため、土地家屋調査士にとっては釈迦に説法の部分もあるが、一般市民に説明する場合にどのように話せばよいのか？ということの参考になるような内容の講演になると述べられ、まず、境界紛争について本格的な



中村会長挨拶

話に入る前の基礎知識として、「境界とは何か」、「公法上の境界（行政界、筆界）と、私法上の境界（所有権界、占有界）の違い」、「筆界はどこに記録されているか」、「地図の更正と変更」、「筆界の変更についての具体例」を示された。

土地の一部を他人に譲渡する際に、分筆・所有権移転登記手続きが必要であり、筆界が変更されるのと同様、境界を越境して20年間占有を続けて時効取得が成立し、所有権界に異動が生じた場合も、土地の一部を分筆し、所有権を移転し、筆界を変更する。これが筆界が変更され、地図が変更される流れである。

境界紛争が発生するパターンとして、以下の2つがある。

・所有権界と筆界が一致しているケース

この場合は筆界では争いがなく、所有権界で争うことになる。土地の一部を越境した側がADRや裁判によって、相手方へ所有権確認

と所有権移転を請求する。その後、法務局へ登記申請することになる。

・筆界自体を争うケース

未登記の土地等そもそも筆界が不存在な場合、筆界を記録した地図が不存在な場合、稀なケースだが地図が不正確な場合がある。

筆界が不存在な場合は当然地図がなく、筆界の発見もしくは形成が必要であり、地図を整備する必要がある。

筆界をめぐる課題としては以下の2点がある。

(1) 筆界の発見・形成

(2) 発見・形成された筆界の保存

筆界の発見・形成については、従来の「筆界（境界）確定訴訟」、法務局の「筆界特定制度」があるが、それぞれの機能に違いがある。「筆界（境界）確定訴訟」は筆界の発見及び形成力を持つ。一方、裁判外で行われる「筆界特定制度」では、筆界の発見のみで形成できず、未登記の土地、つまり筆界が存在しない土地では筆界を創設する力を持たない。

発見・形成された筆界の保存に関しては、法14条1項地図を整備する必要がある。

筆界を発見・形成する上で、一番証拠能力が高いのは法14条1項地図であるので、これが備付けられていればさほど問題はない。しかし、現実には法14条1項地図の整備状況が悪い。そのため、地図に準ずる図面、地積測量図、登記簿の記載(地積など)、境界標を探す、占有界、地形・林相、古老の証言等、法14条1項地図以外の証拠を総合考慮して筆界を発見し、それを基軸として所有権界等の問題を解決することになる。

筆界を遡れば原始筆界に行き着き、原始筆界は、基本的には明治期の地租改正事業が行われた当時の所有権界と一致している。しかし、地租改正が税金を徴収するためのものであったことから、原始筆界そのものが存在しない箇所があったり、当時の資料が不正確であったり、当時の証拠資料が時間の経過に伴い散逸・消失したり、時間の経過と共に紛らわしい事実関係が増加したことにより、原始筆界を発見することが困難になっている。

筆界を発見することの難しさから、従来の「筆界(境界)確定訴訟」では、①専門的知識がない、そのため②時間がかかる、結果的に③お金もかかるということが問題となっている。

法14条1項地図を100%整備すれば良いが、現在の整備状況は50%程度であり、なかなかうまくいかない。その理由は、法14条1項地図の最大の供給源である、国土交通省が行う国土調査の

中の地籍調査がなかなか進まないことである。農用地は進んでいるがDID地区が進まない。流動性の高い都市部が進まない、法務局へ地籍図が供給されない、地図による境界紛争が解決できない、ということになる。

筆界をめぐる2つの課題のうち、発見・形成について、従来の「筆界(境界)確定訴訟」、これについては専門的知識がないし、時間やお金がかかる。発見・形成された筆界については、法14条1項地図がなかなか整備されない。この2つの課題を一気に解決するものとして、裁判外の紛争解決手続が創設された。

ここで裁判外紛争解決手続、ADRについて述べる。裁判(司法)による境界紛争解決手続は、筆界に関する「筆界(境界)確定訴訟」と、所有権界に関する「所有権確認訴訟」がある。一方、広義の意味、つまり裁判ではない紛争解決手続という意味で、司法以外の行政が行う「筆界特定制度」、もう一つは民間が行うもので、福岡の場合で言えば土地家屋調査士が弁護士と協働して行う「境界問題解決センターふくおか」がある。

この新しい「筆界特定制度」及び「境界問題解決センターふくおか」ができた発端は、平成11年6月、自由民主党司法制度特別調査会「最終報告書」に始まる。従来の司法による解決は時間とお金が掛かり過ぎるので全廃する、全てADRに移すというものであった。これを受けて、法務省でも自民党案に沿う形で「裁判外境界紛争解決制度に関する調査研究」が進められた。これは専ら司法制度改革との

関係で決まったものであった。

ところが、平成15年に新しい動きが出てきた。小泉首相(当時)を本部長とする都市再生本部が出した「民活と各省連携による地籍整備の推進」(平成地籍整備)である。この発端は六本木ヒルズにあった。六本木ヒルズは昭和61年の着工から平成15年の完成まで、17年間かかったが、実はその内の4年間は境界紛争に費やされた。このような都市の再開発のためには筆界が確定してくれないと困る。ところが隣接者等が協力してくれない。従来の制度が使えないために、地籍整備促進にはADR、裁判外の紛争解決手続が必要であるといわれるようになった。これは、これまで言われていた「筆界(境界)確定訴訟」の使い勝手が悪いということとは別の視点からの指摘であった。そこで司法制度改革と地籍整備、双方が合併する形で平成16年6月「新たな土地境界確定制度の創設に関する要綱案」(法務省)がつけられ、「筆界特定制度」が創設された。

しかし、この制度には

- ・職権で筆界特定を行う規定が置かれなかった
- ・筆界特定には形成力・公定力がない
- ・境界確定訴訟が存続している
- ・所有権紛争についての調停に関する規定がない

といった欠陥もある。

同時に土地家屋調査士法も改正され、筆界特定の代理業務、筆界特定についての相談業務、民間紛争解決手続代理関係業務を行うことが可能になった。土地家屋調査士のADRは民事に関する紛争を



扱うので、所有権界及び占有界も扱うことができる。しかし、土地の筆界は明らかである場合は受けることができるのか、あるいは筆界線自体をはっきりして欲しい、あるいは筆界が確定した後の所有権移転登記をしたいという場合はどうなのか、市民の相談は幅が広いと考えられる。同様に筆界特定にも同じような相談が持ち込まれると思う。その場合どのように対応しているのか、パネルディスカッションでお聞かせ願いたい。

以上の話をまとめると、平成17年改正下における紛争解決制度というのは、以下ようになる。

#### ○裁判

- ・所有権確認訴訟…所有権界の確認
- ・筆界(境界)確定訴訟…筆界の発見+形成

#### ○裁判外紛争解決手続(ADR)

- ・行政型ADR(筆界特定)…筆界の発見
- ・民間型ADR(境界問題解決センター)…所有権界の調停

このうち、筆界特定は筆界の発見のみしか権限を持たず、従来型の裁判の「筆界(境界)確定訴訟」では筆界の発見のみならず、形成力も持つということで、旧式の制度の方が効力が強い。さらに両者の関係においても、筆界特定より筆界確定(境界)訴訟の方が強い。当初のプランでは登記官も所有権界についての調停権限を持つ、とされたが、結果的に調停権限がなくなった。そのため所有権界について力を持っているのは所有権確認訴訟と境界問題解決センターとなった。ところが境界問題解決セン

ターでは所有権界についての調停権限しか持たない。従って調停が不調となればお終いである。また、仮に合意ができたとしても合意調書に基づいて登記手続きができるのかというと、弱い権限しか持っていない。一方、所有権確認訴訟で所有権移転登記手続きの請求まで行い、判決をもらおうと、その判決で登記ができる、強力な効力を持つ。

このように、現在の紛争解決制度は当初考えられたプランよりもバラバラに細分化され、しかも新しい制度は強い効力を持たない。こういった内容において、出来上がったものを改善していくことと、今ある制度を上手く運用していくことが必要である。ポイントはそれぞれの制度の効力、守備範囲及び相互関係になるかと思われる。この点についてはそれぞれの制度の運用実態、今後あるべき姿について、第二部のパネルディスカッションにおいてお話しただけだと思う。同時に一般市民の代表の方にも登壇していただいて忌憚のない意見をいただきたい。

## 【第二部】

### ●公開パネルディスカッション 「あなたの土地の境界はどこまで？」

#### コーディネーター

- ・七戸 克彦(九州大学大学院法学研究院教授)

#### サブコーディネーター

- ・中村 邦夫(福岡県土地家屋調査士会会長)

#### パネリスト

- ・レビン小林久子(九州大学大学院法学研究院教授)
- ・花村多恵子(フリーアナウンサー)
- ・石橋 英之(福岡県弁護士会 弁護士)
- ・佐藤 孝博(福岡法務局民事行政部 次席登記官)
- ・福崎 正男(境界問題解決センターふくおか センター長)

第二部のパネルディスカッションは、レビン小林久子教授より調停についての説明の後、コーディネーターにより事前に準備された、以下の流れに沿って行われました。

**Q1** 一般に、紛争の解決方法にはどのようなものがありますか？

**Q2** 境界紛争の話は、どこが分かりにくいですか？

**Q3** 境界紛争の解決方法には、どのようなものがありますか？

**Q4** 紛争の内容・実態

・そもそも、どのようなきっかけで境界が争われることが多いのですか？

・福岡では、どのような境界紛争が多いのですか？

**Q5** 各制度の効力・守備範囲

—①筆界と所有権界

・弁護士は、境界紛争に関して、筆界確定訴訟と所有権確認訴訟の両方を行うのですか？

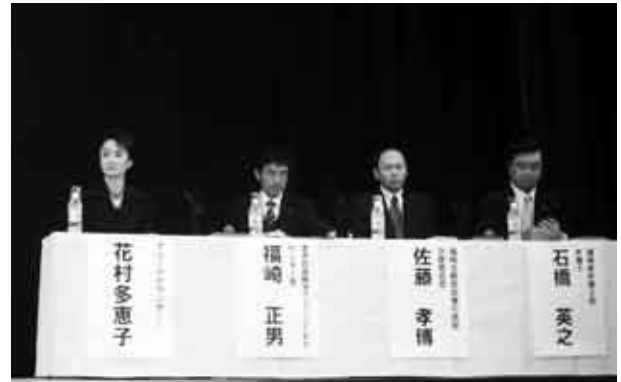
・筆界特定制度では、筆界が特定された結果、ブロック塀と筆界にずれが生じたような場合、どのような処置をしていますか？

・そもそも、所有権界を確定することのほかに、なぜ筆界を特定しなければならないのですか？

・筆界が特定された場合、登記簿



(左から) コーディネーター:九州大学大学院法学研究院七戸克彦教授、サブコーディネーター:福岡会中村邦夫会長、パネリスト:九州大学大学院法学研究院レビン小林久子教授



(左から) パネリスト:フリーアナウンサー花村多恵子氏、境界問題解決センターふくおか福岡正男センター長、福岡法務局民事行政部佐藤孝博次席登記官、福岡県弁護士会石橋英之弁護士

や地図はどのように変更されるのですか？

- ・所有権界が確定した場合、登記簿や地図はどのように変更されるのですか？

#### —②筆界特定と筆界確定訴訟

- ・どのようなケースでも筆界特定制度を利用することができるのですか？(形成力の不採用)
- ・筆界特定と筆界確定訴訟の関係はどうなっているのですか？(公定力・筆界特定前置主義の不採用)
- ・両制度をどのように使い分ければよいのですか？

#### —③境界問題解決センター

- ・そもそも調停とは、いったいどのような内容と効力をもった制度なのですか？
- ・センターでの調停は、具体的にはどのような手続で行われるのですか？
- ・呼び出し時、相手方に対する強制力はあるのですか？
- ・自分でうまく話し合いができるか不安です。
- ・調停が成立した後の手続はどのようになるのですか？

- ・センターでの調停を利用した場合と、所有権確認訴訟を利用した場合の、メリット・デメリットはどこにありますか？

#### Q6 相談

- ・隣人と境界紛争が生じた場合、まず、何をすればいいのでしょうか？
- ・専門家に相談する場合、最初はどこに行けばよいのでしょうか？(相談窓口)
- ・相談に行く際は、何を持っていけばよいのですか？
- ・相談の際、センターは相談者の味方になってくれるのですか？
- ・センターでは、所有権界の確認と筆界特定(確定)に関して、具体的にどのようなアドバイスをしていますか？

#### Q7 今後の課題

- ・筆界特定制度における、今後の課題は何ですか？
- ・境界問題解決センターふくおかにおける、今後の課題は何ですか？
- ・裁判(筆界確定訴訟・所有権確認訴訟)、裁判外紛争解決手続(筆界特定・境界問題解決セン

ターふくおか)の三者の関係は、今後どうあるべきだとお考えですか？

最後は若干駆け足になった感は否めませんが、一般市民にとっても、土地家屋調査士にとっても、非常に有意義な議論が交わされました。

市民の代表ということで登壇された、フリーアナウンサーの花村多恵子さんの、「境界?筆界?所有権界?言葉が難しい。境界紛争に巻き込まれたくはないが、仮にトラブルになった時に、どこへ行けば良いのか?」という発言は、一般市民の実感であると思います。また、境界問題のように見えたトラブルが、実はエアコンの室外機の問題だったという実体験を語られた時に、境界紛争は隣接者との間に「心の境界線」を創るとおっしゃられていたのが印象的でした。

七戸教授の基調講演、パネルディスカッションの議論を聞かれて、筆界と所有権界の違いについて、ある程度理解されたようですが、逆に「所有権界を筆界と一致させれ

ば良いのでは？」とおっしゃいました。一般市民としては当然の反応であると思います。このような疑問に、我々は境界の専門家として、きちんと説明していかねばならないと思います。

佐藤次席登記官は、「法務局には登記簿が備え付けられている。その登記簿の単位が筆毎になっており、そこに記録されている土地の範囲が筆界である。これが当事者の合意で変わるといことがあれば、安心して取引できない。現実的に、筆界は、日常生活には全く関係ないと思うが、所有権界に変更が生じた場合には、所有権界と筆界を一致させておかないと、後々トラブルとなることがあるので、そのようなことがないように、その都度登記手続を行うことが大事である。」と、非常に簡潔に、わかりやすく説明されていました。

また、一般市民の疑問として、境界紛争を解決したいと思った時に、裁判・筆界特定制度・境界問題解決センター（福岡の場合）のどれを利用すれば良いのか、また、どこに行けば良いのかということもあります。現在、三つの解決方法があり、それぞれにメリット・デメリットがあります。例えば「調停は自主解決的で、任意の話し合いです。しかし、調停の合意には拘束力はありません。これはある意味、調停の弱味でもあるが、逆に強味でもあります。調停は強制ではありません。裁判のように拘束力のある紛争解決方法と、任意で、自己コントロールのできる方法（調停）の2つがあってよいのではないのでしょうか？そこに調停の存在意義があります。」（レビン

小林教授）また、本シンポジウムは一般向けといった側面もあるため、筆界特定制度を行政型ADRという位置付けで議論がなされていましたが、特定の結果によっては紛争が解決することもあるとはいえ、筆界特定制度は、あくまでも過去に創設された筆界を発見・特定する制度であり、紛争解決を目的とした制度ではないということ、十分に理解しておく必要があります。その上で、紛争当事者が何を求めているかを確認して、我々土地家屋調査士が、どの制度を利用するべきかを助言することが大事ではないでしょうか。

まとめとして、石橋弁護士、佐藤次席登記官、福岡センター長より、それぞれの制度の今後の課題について述べられました。

「筆界特定制度が今後どのように運用されていくのか検証が必要である。信頼のおける制度であると確定していけば、筆界確定訴訟というものは事実上なくなっていくであろうが、制度としては並存しているため、先は見えない。将来的には筆界特定制度と筆界確定訴訟の制度の見直しが必要になってくるであろう。所有権確認訴訟は（筆界確定訴訟及び筆界特定制度とは）類型が違うので存続していくであろうが筆界特定制度と筆界確定訴訟をいかにくっつけていくかが今後の課題ではないか。センターについては、政府はADR基本法を制定したが、民間型ADRは経済的基盤が弱い。行政がトレーニングを行うとどうか、経済的な支援をしてくれるということが、まさに民間型ADRが今後拡充していくかどうかの課

題ではないか。」（石橋弁護士）

「制度の定着の問題が一点と、法務局の経験不足もあり、全てが標準処理期間内に処理できていないという問題がある。今後、標準処理期間内に処理できるよう努力する。また、期日の際に、当事者双方がもう少し話し合えば解決できると感じる場面もあるが、筆界特定手続では調停ができない。ここが将来の課題であると感じている。調停ができるようになれば、もっといい制度になるのではないか。」（佐藤次席登記官）

「センターについては、運営資金の問題がある。また、広報の充実、今後の課題として、センターに携わる委員のスキルアップ、筆界特定制度との連携を考えなければならぬ。」（福岡センター長）

境界問題解決センターの課題として、石橋弁護士と福岡センター長の両者が指摘されていた、運営資金の問題については、冒頭のレビン小林教授のお話の中でも触れられており、調停における日本の今後の課題として、行政からの支援の必要性と、調停理論を開発することの必要性について述べられていました。アメリカでは、調停センターに対する行政の支援として、NY州の行っているセンターへの資金援助、また、認可を受けたセンターに対しては、調停人のトレーニングのための支援が行われているとのこと。日本でもADR基本法が施行され、大阪会と愛媛会のセンターが認証を受けています。日本のADRを土地家屋調査士会のセンターがリードしている現状及び現在開設されているセンターのこれからの継続性を考

えると、認証を受けたセンターに対する行政の支援について、今後、日調連としても提言をしていく必要があるのではないのでしょうか。

最後に、福岡会・中村会長と、花村さんの言葉をご紹介します。

「裁判絡みの仕事を経験したが、判決が出ても虚しい。それは何故かといえば、裁判の中で当事者が話をしていない。当事者不在の中で判決が出ているのではないかと感じていた。(センター設立当初に)センター長をしていた時に、相談・調停の申立を受けて感じていたことが、元々心の中にはあったのかもしれないが、境界問題が顕在化するのにはホンの些細なことのようなのである。団地に入居した際に、先に入居していた人との間で、挨拶の仕方が悪いということで20年間話しをしていなかった。それが些細なことで紛争になった。恐らく当事者同士、話しができる状況にあったなら、紛争に

ならず話し合いで解決できたのではないかと思う。別のケースでは、公衆の面前でいきなり「境界が違う！」と言われたということで突然紛争になった。この場合も当事者同士に対話がなかった。こういうことを考えると、境界紛争は当事者同士が自分たちで解決するという方向に持っていくことが一番良いのではないかと思う。」

(中村会長)

「いつ境界紛争に巻き込まれる

のかわからないが、日頃から隣人関係をやさしいものにしていれば問題が起こらないのかなと思う。しかし、なにか問題があった時には相談できる窓口(土地家屋調査士やセンター)があるというのは安心できる。ただ、このような制度をつくられるのであれば、もっと有効に機能するように作られればよいと思うので、これから見直ししていただければと思います。」

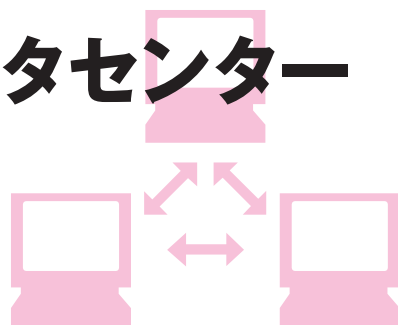
(花村さん)



無料相談会

(広報員 山本 幸伸)

# 日調連技術センター・データセンタープロジェクトについて



## 1. はじめに

日調連においては、これまでに政治連盟や議員連盟等の創設や様々な政策要望を行い、ADRへの参画などが実現し、更なる土地家屋調査士制度充実へ向けて邁進しているところである。

また最近の土地家屋調査士制度を取り巻く様々な情勢から、土地家屋調査士が技術と法律に精通した専門家としてPRするためには、技術面での基礎体力の向上がよりいっそう必須であり、それを支援していく体制も必要となってきた。

日調連技術センター・データセンターでは、土地家屋調査士が設置した、いわゆる登記基準点を不動産登記制度上で基本三角点等として取扱えるようにする制度を創設するとともに、その技術支援、管理、公開方法に関して協議を重ねているところである。

地図の最大のユーザーが土地家屋調査士という認識が高まっている中で、街区基準点等のデータ管理を公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託する事案も出てきている。

各土地家屋調査士会によっては、すでに資料センターやデータセンター等を組織しているところもあるが、全会には設立されていない現状である。日調連では、技術センター及びデータセンターを創設し、会員への業務支援を積極的に行うとともに、我々の職能を訴える手段の一つとすることは重要であると考えている。

以下その背景や理由また会議の経過等について報告する。

## 2. 登記基準点への期待(地積測量図の土地の特定機能)

不動産登記法(平成16年法律123号)第14条第1項は、登記所には、地図及び建物図面を備え付けるものとし、地図は、

地番区域又はその適宜の一部ごとに、正確な測量及び調査の成果に基づき作成するものとされている。(不動産登記規則(平成17年2月18日法務省令第18号)第10条第1項)

地図の備え付けについては、土地台帳と登記簿と一元化を図った、昭和35年の不動産登記法の一部改正(昭和35年3月31日法律14号)において「登記所ニ地図及び建物所在図ヲ備フ」と義務づけられていたが、いきなり全国くまなくこの地図の整備を図ることが不可能であったため、登記された土地を一筆ごとに現地において特定する機能を地積測量図に有することが期待されていた。<sup>\*1</sup>

平成16年6月18日不動産登記法の全面改正で、地積測量図には、原則として基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録することとされ、地積測量図には、土地の特定及び復元機能、地図の詳細

\*1 旧細則(明治32年5月12日司法省令11号)の平成5年の改正では、第42条ノ4第2項において、境界標がないときは、筆界点と近傍の恒久的な地物との位置関係を表示することとされており、調・測要領[平成9年第4版]には「これらに記載することの意義は、地積測量図の有する土地の特定機能をより充足させるために行われるものである」と解説がされている。また、現行の調・測要領[第6版]第22条第2項は、土地の調査・測量の作業手順の立案にあたって、調査・測量の目的となる土地の特定及び復元機能の確保並びに成果の共有化に資するよう配慮するものとされており、「業務処理の過程においては、調査士制度の根幹である調査士法第1条の目的である『権利の明確化』と、ひいては『将来の紛争防止』の見地から、特に現地の特定機能及び将来の復元機能並びに確定事項の安定の確保に留意する必要がある。」と解説されている。

情報としての性格がより明確にされた。

また、土地家屋調査士「調査・測量実施要領」（以下「調・測要領」という。）第50条解説では、「地図等及び地積測量図に基づき、より正確に筆界を現地に復元することは土地家屋調査士の調査・測量業務において主眼をなすものである。筆界を復元するためには、復元測量の基準となる基本三角点等（図根点を含む。）の位置が、地図に正確に表示されていることが必要条件となる。」とされている。

以上のように、地積測量図には土地の特定及び復元機能、地図の詳細情報機能が求められており、また、筆界調査における復元測量など様々な視点<sup>\*2</sup>においても、地図及び簿冊に示す地点の位置が、地理学的経緯度（国土調査法施行令第2条第1項第1号に規定する平面直角座標系）に基づく座標値で記録<sup>\*3</sup>されることは、有益であるとされている。

### 3. 登記基準点の設置について

ところで、土地家屋調査士は、以前より公共基準点が十分に整備されていない地域や図根

点が亡失している地域等においては、一筆地の筆界点の座標値を公共座標値とすることを目的として、一筆地測量の基礎となる基準点（以下、「登記基準点」<sup>\*4</sup>という。）を設置、管理し、地積測量図に公共座標値を記録してきた経緯がある。

しかしながら登記基準点について、平成18年12月20日の法務省との打合せで、「法務省から国交省へ確認したところ、これらの基準点は、測量法第41条第1項の規定に基づく国土地理院の長の審査を受けていないので、十分な精度を有するとは認められない。」「しかし、国土調査法第19条第5項のとおり、国土調査の成果と同一の効果があることの指定を受けることに前向きであれば、応じていきたい。」と回答があった。

つまり、登記基準点は近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果（規則77条第1項第7号括弧書き）として扱われ、従って近傍を再度測量する場合は基本三角点等からの測量が必要ということになる。

そこで、登記基準点を基本三角点等と同等として評価されるための要件について、業務部と

法務省民事局民事第二課と協議を行い、最終的に、平成19年12月3日法務省民事局民事第二課及び国土交通省土地・水資源局国土調査課との打合せにより、登記基準点を基本三角点等と同等として評価されるための要件がまとまった。

### 4. 登記基準点が基本三角点等と同等と評価される要件

前記の通り、民事第二課において「基本三角点等」の定義等について検討を重ねてきた結果、「基本三角点と同等以上の精度を有する」とは「地籍調査作業規程」等と同じ解釈をとるという立案の背景や、「一定の要件を満たす点について、基本三角点等と同等とする評価がされるべきである」旨の技術的な意見が国土調査課からあったことから、登記基準点が公共基準点と同等以上の精度を有すると認められるためには、

- ①一定程度の範囲についての統一的な再測量計画の策定
  - ②法務省と事前協議を行った上での測量作業規程の策定
  - ③第三者による検定結果の法務省への報告
- 以上3つの要件を満たす必要

\*2 「民活と各省連携による地籍整備の推進」（平成15年6月26日都市再生本部会合）

\*3 電磁的記録に記録する地図にあっては、前項各号に掲げるもののほか、各筆界点の座標値を記録するものとする。（規則第10条第2項）

\*4 調・測要領第23条解説によると、登記基準点とは「土地家屋調査士が登記手続きをするに際し一筆地の筆界に公共座標を持たせることを目途とする点である。」とされている。

\*5 検定項目などについてはH20.2.20現在協議中である。

があるとされた。(認められた登記基準点を「認証登記基準点」ということとした。)

そこで、①②の要件に見合う、「登記基準点測量作業規定」及び「同作業規定運用基準」を法務省民事第二課と協議の上策定することと、③に示される第三者機関として「登記基準点評価委員会」を設置することとし事業を執行しているところである。<sup>\*5</sup>

## 5. 認定登記基準点のスキーム

認定登記基準点のスキームは、評価委員会は申請された測量成果について検定を行い「認定」する。そして、申請者に「認

定登記基準点」として認証された旨を通知する。さらに、評価委員会は、法務省を通じ各法務局に認定の結果の通知を行う。

それにより、「認定登記基準点」を与点として後続の登記申請に利用できることとなる。

なお、登記基準点の認定制度は、強制ではなく設置した全点をこのスキームに乗せなければならないということでは決していない。必要な時に、例えば後続の測量作業に使用しなければならないというときなどに、登記基準点の作業規程に基づいて新点を設置し、調査士会または公

嘱協会等から連合会の評価委員会に認定の申請をしていただければと考えている。

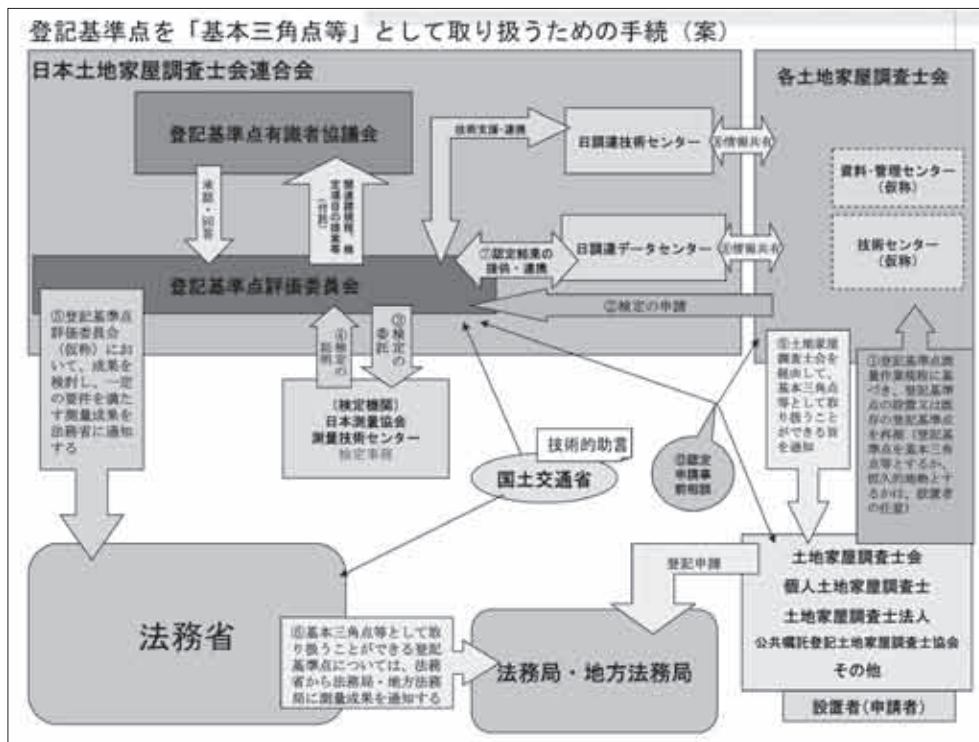
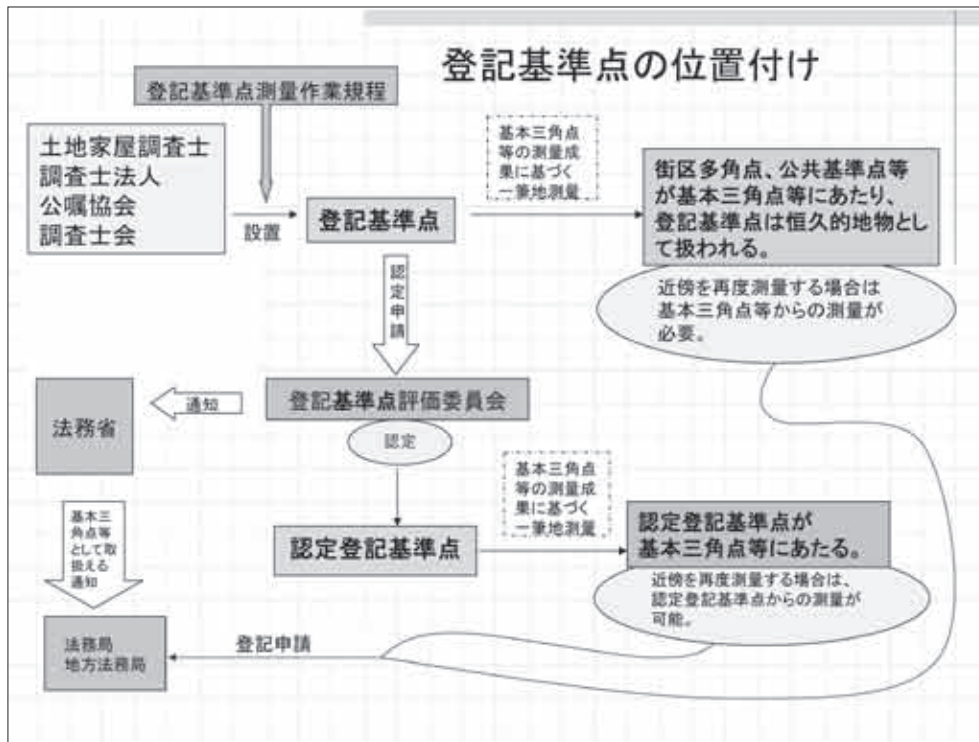
## 6. 最後に（登記基準点成果の公表と管理）

今後は、登記基準点成果の公表する機関として「日調連データセンター」、登記基準点評価委員会への技術支援などを行う「日調連技術センター」、また、認定登記基準点に関して各土地家屋調査士会との連携も不可欠となってくる。これについては現在検討中であり、詳細が決まり次第報告していく予定である。

[業務部]

### これまでの委員会等の経緯

平成19年8月13日	登記基準点PT開催に関する事前打合せ
平成19年8月22日	第1回登記基準点評価委員会設立準備委員会事前会議 第1回登記基準点評価委員会設立準備委員会
平成19年9月11日	第1回登記基準点PT会議
平成19年10月4~5日	第1回連合会技術センター・データセンター合同会議
平成19年10月10日	第2回登記基準点PT会議
平成19年11月8日	岩手会登記基準点視察（測量協会技術センター）
平成19年11月14日	第2回連合会技術センター・データセンター合同会議
平成19年12月3日	第2回登記基準点評価委員会設立準備委員会
平成19年12月21日	第1回登記基準点評価委員会





# LOOK NOW

## 日本災害復興学会発足記念大会

本年1月13日、14日の2日間に亘って、兵庫県西宮市、関西学院大学西宮上ヶ原キャンパスにおいて日本災害復興学会発足記念大会が開催された。

大会初日の総会において、初代会長に室崎益輝氏（消防庁消防研究センター所長）、副会長に中林一樹（首都大学東京都市環境科学研究科教授）、村井雅清（被災地NGO協働センター代表）の両氏、事務局・会計担当理事に山中茂樹氏（関西学院大学災害復興制度研究所教授）他22名の理事が選任され、監事に広原盛明（龍谷大学法学部教授、阪神・淡路まちづくり支援機構代表委員）、村上芳夫（関西学院大学総合政策学部教授）の両氏が、更に特別顧問に貝原俊民（財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構理事長・元兵庫県知事）、片山善博（慶應義塾大学大学院法学研究科教授・元鳥取県知事）、山中漠（北海道杜警町長）3氏が、また、3委員会（大会・企画、広報・デジタル、学術誌編集）、2研究会（復興デザイン、復興法制度）の委員及び復興学会プレスのスタッフが承認され、同学会はその陣容を整えるとともに、2010年「災害復興基本法」の制定に向けてその活動を開始することとなった。

この学会の設立の具体的な経緯は、山中茂樹学会常任理事に寄稿をお願いした本誌今号後掲記事「8年越しに果たした約束半分～日本災害復興学会が旗揚げ～」を参照していただくとして、日本土地家屋調査士会連合会が賛助会員

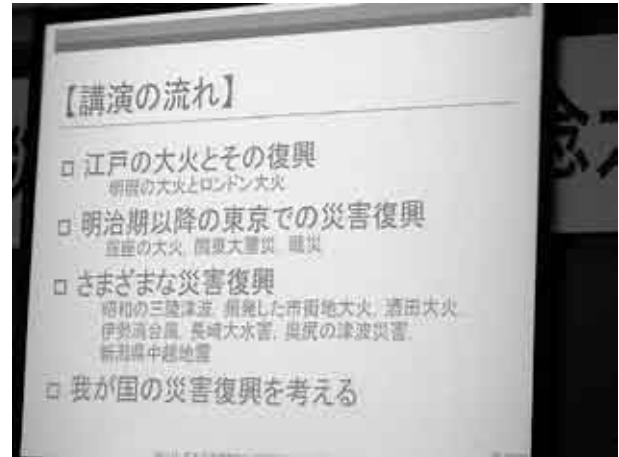


として当学会の活動が成果を挙げたことを期待している。

2004年は、災害法制において被災者生活安定支援法の改正が行われ、居住安定支援制度が施行された年であるが、不動産登記法制においては、その同じ年にオンライン申請制度の導入を目指した不動産登記法の改正があり、ADR基本法の制定がされた。また、その翌年には筆界特定制度が導入された。これに呼応して、土地家屋調査士業務は、隣接法律専門職と認知され、土地の境界に関する紛争を扱うことがその一部を構成することになり、業務の対象となるクライアントの質の変化に対応しなければならなかった。このことは、これまで表示に関する登記の申請業務において社会的暗黙の位置にあったクライアント間の調停業務が顕在化すると共に、そのような業務に必要な法的素養と調停に関する技法の知識は勿論、特に高度情報化社会といわれ、グローバル化の浸透した社会における国民の権利をはじめとした日常生活意識の変容について理解を深める必要性に

迫られていることを意味している。測量技術や調停技法、法律知識は、比較的容易にカリキュラムを構成し、研修する機会は作り出せても、グローバル化の進む社会の多様な局面における多様な権利意識の社会的変容（和田仁孝、民事紛争処理論）に方法的に対処し理解を深め、紛争解決の重要な役割を果たす総合的な人間理解の機会を持つことは至難のわざといっても過言ではない。というのはこのような社会や個人の変化は、しばしば、潜在的に進行し、双方向の関係性の中でしか現れない性質のものであり、このような事態を明示的に理解するには、高度かつ多様な専門的知識と想像力及び社会的な実践力が欠かせないからである。

自然災害は、なるほどその行為原因は自然であるが、災害が災害たる所以は、それが複雑多岐な社会事象であることは自明である。日本災害復興学会は、その人材が、社会学、法学、心理学、土木工学、行政実務経験者、ジャーナリズム、等の多岐にわたる専門分野の知を結集して災害の法的・社会事象の



解明に努め、その分析手法や統合手法を開発すると共にその成果に基づいて法制度の実現を目指す実践的研究機関であることから、その社会的実践手法の成果も期待できる。これらの知識ツールや方法論、成果の実践手法を学び習得することは、土地家屋調査士業務の新たな地平を開くと共に不動産登記制度の制度的改善に大いに資すると考えられる。

当学会の母体となっている関西学院大学災害復興制度研究所設立のストレッチ・ターゲットである災害復興基本法の制定のトリガーは、「わが国の災害法制度には「復旧」「復興」についての明確な定義がない」ということであるといわれる。この認識は95年の阪神・淡路大震災の救援活動に携わったボランティアを始め公私の関係者に共有されているとあってよい。戦後間もない南海地震を機に制定された災害救助法や61年に伊勢湾台風の被害を受けて制定された災害対策基本法やそれらの法律の法的枠組みにおける様々な個別法においては、憲法25条に基づく「最低限の救済施策」と道路、橋などの公

的施設の復旧を行う財政基盤は用意されていても個人の住宅再建に対しては補助金方式であれ、交付金方式であれ国から現金支給の支援を望むことはできないとされた。個人の住宅再建への現金支給は、公金を個人の財産形成に使用することを意味し、憲法違反とされる。このような財務当局あるいは行政法学者の共通認識を覆すためには、自然災害による打撃からの市民の日常生活レベルでの回復は公的な意味を持つものであるという基本的な理解を定着させる必要がある。「復興」の法的概念を明確にした基本法にこの役割を求めることになるのは必然と思われる。この2つの立場の認識差の間に国、都道府県、市区町村の災害対策の様々な施策を通して人の暮らしに対する価値の変化が現われている。

90年の雲仙普賢岳の噴火災害、93年の奥尻島津波災害、阪神・淡路大震災以後では、97年ロシアタンカー沈没、99年台湾地震、00年有珠山噴火、三宅島噴火、東海豪雨、鳥取県西部地震、01年芸予地震、03年宮城県北部地震、04年新潟豪雨、福井豪雨、数個の台風

被害、新潟中越地震、07年能登沖地震、新潟中越沖地震。このように列挙すれば、毎年のごとく大規模な自然災害が起こっていることに改めて気づかされる。これらの災害はどれ一つとして同じ顔を持ったものはないといわれる。その顔に応じて、現行の災害法制の枠の中で災害の復興事業が行われ、そのつどの工夫がされてきた。それらの中の1つに復興デザイン研究会がある。発足記念大会2日目の午前中に同研究会総会兼被災地交流集会を開催していた。一般にデザインといえば設計図を描いてそれに従って何かを作る、この場合は、復興計画を推し進めるということになるだろうが、この研究会のいうデザインは、むしろDNAのようなもの、あるいはプログラムのコードのようなもので、複製を重ねながら徐々に形になっていくイメージで、この研究所のある中越地方でこの手法の復興が行われている。住民からのボトムアップで住民の暮らしを切り上げるといったものだ。災害復興基本法にこの復興の考え方がどのように反映されるのか見守りたい。

# 8年越しに果たした約束半分

## ～日本災害復興学会が旗揚げ～

関西学院大学災害復興制度研究所 教授

山中 茂樹

1年の準備期間を経て、1月13日、日本災害復興学会が発足した。被災し、傷ついた人々や地域の再生に寄与することを目的に学者、ボランティア、企業人、法曹関係者、医師・看護師、ジャーナリスト、建築士らがスクラムを組んでキックオフした異彩の集団だ。構想8年。最初、「復興基本法」というボールを投げ込んだスクラムハーフは、当時、東京大学社会情報研究所にいた故廣井脩先生だった。廣井先生と私のたった二人でパス回しを始めたボールの周りに多くのチームが集まり、とうとう200人を超える集団に膨れあがった。廣井先生が亡くなって、この4月で丸2年。学会をつくるという約束の半分は果たしたが、最初の約束「復興基本法」をつくるという難作業は、まだ道半ば。多くの知見を結集し、いよいよゴールに向かわなければいけない。

趣味は、古書とパソコン。学究活動でも趣味と同様、アナログとデジタルを自在に操り、日本における災害情報学の草分けとなった廣井さん。赤門前の小料理屋で、鼻先にくっつくほど氷を山盛りにしたグラスに焼酎をつぎ、携帯電話で呼び出した仲間たちとにぎやかに過ごすことが大好きだった、人一倍の寂しがり屋。だからこそ、人を救う実学、人間に優しい学問という「けもの道」を切り拓くことができたに違いない。

その廣井さんに1999年1月、旧国土庁が防災局長の下に設置した「被災者の住宅再建支援のあり方に関する検討委員会」の委員長というポストが回ってきた。前年の98年5月に成立した被災者生活再建支援法の附則2条に書き込まれた「住宅再建支援の在り方については、総合的な見地から検討を行う」との留保条件に基づいて組織された委員会だった。「住まいの再建なくして復興はない」という阪神・淡路大震災の被災地の叫びが大きくなうねりとなって勝ち取った法律だったが、中身は指定された生活用

品に限り最大100万円まで購入できるという実に使い勝手の悪い救済施策だった。

法の成立に奔走した被災地の勢力は「小さく産んで大きく育てよう」を合言葉に将来の改正を附則2条に託した。しかし、この一節の挿入に官僚側の抵抗は激しく、「生活再建を基軸とする法案に、別課題である住宅再建事項を組み込むことはできない」と官僚特有の建前論を掲げ、附則2条を外すよう、それぞれ夜討ち朝駆けの説得が関係議員のもとに続いた、という。

この「攻防の附則2条」に基づいてつくられた委員会は設置当初から、防災局の事務方まで巻き込んで鋭い対立の構図を描くことになった。高名な学者とはいえ、廣井さんは被災者支援や法律については、ずぶの素人。「門外漢である私を委員長に据えたということは、この問題を適当なところで処理するつもりだったのではないか」と生前、話されていた。

だが、ふたを開けると展開は全く異なった。会議をまとめるはずの委員長が先頭切って議論を仕掛けた。「住宅再建は自力再建が原則」とする事務方や一部委員を相手に回し、「不意の大災害で生活基盤を、社会基盤を失った人たちが自力で立ち直れるわけがない」と切り込んだ。結果、委員会の審議は異例の1年10カ月にも及ぶ大論争の場となった。

当時、私は朝日新聞社の震災担当編集委員。取材もあって、廣井さんに密着していたが、ふだんとは全く違う、まなじりを決した学者のすごみに何度も肅然とさせられた。大阪と行き来する私のもとへ廣井さんから、たびたびメールが送られてきた。それには、巻物のように何度もスクロールしなければならないほど、膨大な被災者支援を必要とする立論が述べられており、「門外漢」といいながら、短期間に猛勉強をされた跡が随所に見て取れた。「山中さん、この部分が入れられなかったら私は怒る」。送

信文には、いつも自身を奮い立たせるような文言があった。辞表を懐に入れての委員会指揮。あ那时的ストレスが、廣井さんの死期を早めることになったのでは、とふと思うことがある。

「私有財産自己責任論」「復興は自助努力、自力再建が原則」。政府や一部行政学者の強硬な主張に、委員会の議論は行きつ戻りつし、ようやく報告書には、「住宅にはある種の公共性がある」との文言が入れられた。しかし、兵庫県や長崎県の福崎博孝弁護士（学会理事）らが提唱していた住宅共済制度案は入れられず、なんら具体策のない、いわば痛み分けのような結論となった。

支援法には、附則2条とは別にもう一つの時限爆弾が仕掛けられていた。「5年後に見直す」という附帯決議だ。その決議を受けて2004年、当時、内閣府の企画官だった澁谷和久さん（現国土交通省九州地方整備局総務部長）が、被災地にとっては悲願だった住まい再建にかかわる居住安定支援制度を支援法に導入する改正作業を取り仕切った。議員立法でつくられた支援法を政府提案で改正するという荒技だった。被災地の願いを、廣井さんの奮闘を引き継ぐ形で、ようやく法制度の中に位置づけられた住宅再建支援への仕組み。その澁谷さんも学会理事として戦列に加わった。

しかし、廣井さんは、「山中さんこれではだめだ。復興基本法をつくらないと」と口にされ始めた。わが国の災害法体系には復興についての定義がない。「すみやかに施設の復旧と被災者の援護を図り、災害からの復興を図らなければならない」（災害対策基本法9条3項）「防災には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり」（防災基本計画）などの表現は散見されるものの、復興とはどういう状態を指すのかは明記されていない。被災者支援の個別法もパッチワークのように存在するだけで、体系だって被災者・被災地の再起・再生をイメージしたものとはなっていない。定義がない以上、人それぞれ、立場立場によって都合のよい復興イメージを主張し合うとあって、巨額の資金が必要とされる被災者支援に財政当局が良い顔をするはずもなかった。

復興基本法をつくる。条文を作文するだけだったら、そう難しくはないかもしれない。しかし、法を支える思想や基本法の実現を担保する実定法の策定

までとなるとことは容易ではない。思想家、法律家、法の制定に詳しい実務家らによる作業チームが必要だ。廣井さんの意を受けて、各地の研究機関や大学に「基本法をつくりませんか」と話しを持ちかけた。しかし、色よい返事はどこからももらえなかった。このうちは、二人でつくろう、ととんでもない話となった。だが、いろんなデータの収集や被災地の調査、専門家からの意見聴取が必要だ。一体どれくらいの費用がかかるのか。目的を明かさず、社会安全研究所の木村拓郎さん（現学会理事）に相談をもちかけた。すると「2,000万円はかかるかな」との回答。廣井さんと顔を見合わせ、「これではだめだ。いくら何でも僕らのポケットマネーではどうにもならない」と一時はあきらめかけた。

ところが震災10年が近づいて、新聞社の先輩が広報室長を務める関西学院大学から「震災10年を記念するプロジェクトはないだろうか」との打診が舞い込んできた。そこで、「いや実は復興基本法をつくりたいんだけど」と、おそろおそろ切り出したところ、当時副学長だった宮原浩二郎先生（社会学部教授）や、21世紀COEプログラムの拠点リーダーだった高坂健次先生（社会学部教授）らから、「面白い。やってみよう」との返事が届いた。

しかし、基本法の根底に置きたい思想は、被災者の人生の再生、被災地の生活文化の再建だ。相当幅広い人材を集めなければならない。そこで、兵庫県の知事時代に復興基本法をつくろうと策定を下命されていた貝原俊民さん（財団法人「ひょうご震災記念21世紀研究機構」理事長、現学会特別顧問）に助力を要請。さらに、廣井さん、今回、学会長に就任した室崎益輝・神戸大学名誉教授、それに京都大学防災研究所の河田恵昭教授らに相談役を依頼した。

いわば、顧問会議ともいえる先生方からの注文は、成果を関学が私物化せず、被災者のものとして共有するという一点だった。一方、大学側からは2010年を目途に結果を出すプロジェクト型研究所として災害復興制度研究所を発足させるという方針が打ち出され、私が専任の主任研究員として着任することになった。成果の共有化と研究の時限的措置。限られた時間内に全国に点在する研究者や被災地をつなぐ。困難な命題を解決するヒントとなったのは、阪神・淡路大震災の直後、がれきを持って全国キャラ

パンを展開した被災地 NGO 協働センター代表・村井雅清さん（学会副会長）、震災の翌年、被災地の体験を全国に伝える「被災者責任」という言葉を編み出した「公的保障を求める有志の会」の主要メンバー池田啓一さん（学会理事）の試みだった。こちらから全国に出かける代わりに関学へ集まってもらう。逆転の発想で震災 10 年の 1 月、第 1 回全国被災地交流集会を開催し、その後も毎年開くようになった。さらに、時限的措置という後がない条件を、復興学会を早期に立ち上げるというエンジンに変えた。

大阪大学の渥美公秀先生（大学院人間科学研究科准教授）、長岡技術科学大学の上村靖司先生（機械系准教授）、中越復興市民会議の稲垣文彦さん（いずれも学会理事）たちが新潟で旗揚げした復興デザイン研究会は、まさにその被災地交流集会の未来系、進化した形でもあると考え、研究会そのものの学会への合流を願った。

さらに、研究所は復興基本法をストレッチターゲットとして掲げる。研究所の発足を歓迎、東大に関学復興研の分室をつくりたいという無理な願いを語っていた廣井さんだが、06 年 4 月 15 日、直腸ガンで死去された。享年 59 歳という早い死だった。

ただ、復興基本法を目標とするグループはほかにもいた。神戸大学の塩崎賢明教授（学会理事）が主要メンバーの兵庫県震災復興研究センターや龍谷大学の広原盛明教授（学会監事）が代表委員を務める阪神・淡路まちづくり支援機構、さらに日本弁護士連合会の永井幸寿（学会理事）、津久井進両弁護士（学会法制度研究会副委員長）らのグループ。首都直下地震に備え、仮設市街地構想の研究と実践を進める中林一樹・首都大学東京教授（学会副会長）や首都圏総合計画研究所代表取締役の濱田甚三郎さんたちもやはり復興基本法の必要性を訴えていた。

かつて長崎県で雲仙普賢岳噴火災害の折、被災者支援の法制度化を初めて体系的に訴えた福岡弁護士らとは、廣井研究室を介して知り合った仲。こうして東西・南北の知見が合流し、大きな学会設立のうねりとなっていった。

復興学会は学者だけの集まりであってはならない。現場での体験・実践を大切に。そうした思いから被災地 NGO 協働センターの村井さんをはじめ、NPO 法人阪神高齢者・障害者支援ネットワーク理事長の

黒田裕子さん（学会広報委員）、NPO 法人レスキューストックヤード代表理事の栗田暢之さん（学会学術誌編集委員）たちの力も借りることになった。神戸や大阪、新潟の学生たちでつくる「足湯隊」。その若者たちが能登半島地震や新潟県中越沖地震の被災地で拾ってきた被災者のつぶやきから復興支援のヒントを抽出する。いわば、臨床と基礎との融合を図るのも復興学会ならではの課題となるはずだ。

また、阪神・淡路大震災の大きな教訓の一つは、コミュニティの大切さだろう。神戸まちづくり研究所の野崎隆一さんや山地久美子さん（学会企画委員）、鳥取県西部地震の激震地・日野町の日野ボランティア・ネットワーク山下弘彦さん、4 年半に及ぶ全島避難を経験したネットワーク三宅島の宮下加奈さん、それから新潟県中越地震の稲垣さんたちは、復興まちづくりの実践現場にいる。復興バネとは、中山間地の復興とは、格差時代の地域起こしとは、復興学会の課題は実に幅広い。

最後に忘れてならないのはメディアだろう。復興は常にローカルニュースだった。だが、ローカルニュースにこそ復興の知恵が隠されている。知恵の共有、体験のバトンタッチに貢献できるのは各地のメディアだ。そのローカルメディアのネットワーク化に向けて災害報道研究会（被災地プレス会議）を復興学会の大きな柱の一つにしなければならない。

アカデミズムの枠を超えた研究室と現場の融合。さらには被災地をつなぐネットワークが復興学会の大きな特徴となるはずだ。ただ、大きく門戸を開くことはいろいろな考え・思想の持ち主が会員として論争の場に加わることでもある。立ち上げ初期のように同じ思いを共有できるとは限らない。だが、復興についていろいろな立場から論じられる場ができたことを、大いなる前進と喜びたい。

ラグビーには試合終了を指す「ノーサイド」という用語がある。ゲームが終われば敵味方の区別はない。ひいては試合が終わればきれいさっぱり敵愾心を捨て去ることを意味する。私たちが大いに論じあい、議論に決着がつけば「ノーサイドの精神」で、被災地の復興に力を尽くしたい。2 年近い検討委員会の議論で寿命を縮められた廣井さんもきっとそう願っているに違いない。

止

# 事業用借地権存続期間の上限引き上げ

成蹊大学法科大学院 教授

上原 由起夫

本年1月1日、改正借地借家法が施行された（平成19年12月21日公布）。事業用借地権の存続期間の上限が「20年以下」から「50年未満」に引き上げられたのである。借地借家法の23条と24条が入れ替わり、新借地借家法23条に「事業用定期借地権等」として次のように規定された。

（事業用定期借地権等）

第23条 専ら事業の用に供する建物（居住の用に供するものを除く。次項において同じ。）の所有を目的とし、かつ、存続期間を30年以上50年未満として借地権を設定する場合には、第9条及び第16条の規定にかかわらず、契約の更新及び建物の築造による存続期間の延長がなく、並びに第13条の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる。

- 2 専ら事業の用に供する建物の所有を目的とし、かつ、存続期間を10年以上30年未満として借地権を設定する場合には、第3条から第8条まで、第13条及び第18条の規定は、適用しない。
- 3 前2項に規定する借地権の設定を目的とする契約は、公正証書によってしなければならない。

1項は、普通借地権と競合する期間なので、22条の一般定期借地権と同様の規定であり、2項は旧24条（改正前の事業用借地権）と

同様の規定である。

昭和60年11月に法務省民事局参事官室が公表した『「借地・借家法改正に関する問題点」の説明』に、より短期の定期借地権を設定することの要請と実情を問う記述がある（別冊NBL17号（昭和62年）20頁）。これを発展させたものとして、稲葉威雄氏（当時、法務大臣官房審議官）の論文があり、法人が借地人である場合に限定して、定期借地権設定についての契約自由を回復する方向を示唆していた（別冊NBL20号「借地・借家法改正の方向―新しい法秩序を求めて」（昭和63年）27頁）。平成元年3月に法務省民事局参事官室が公表した「借地法・借家法改正要項試案」では、「短期型定期借地権」として、法人を借地権者とし、事業（居住のための賃貸を除く。）の用に供する建物の所有を目的とする借地について、その目的を示して10年以上20年以下の存続期間を定めた場合を提案した。

『「借地法・借家法改正要綱試案」の説明』では、「長期の限定をする必要はなく、20年のものが認められてそれ以上で50年未満の存続期間のものが許されない理由はないとの考え方もあろう」としながら、「具体的要望の強いところ限定し、普通借地権と競合が生ずることをできるかぎり避けるべきとの立場からは、長期を短い期間に限定することが正当化される」が、「長期を30年とするとの考え方もあ

ろう」とした（別冊NBL21号（平成2年）35頁）。

こうして、平成3年10月4日に公布された借地借家法は、24条に事業用借地権を規定したが、事業者を法人に限定せず、自然人でもよいとした。法務省民事局参事官室の解説によると、事業として、量販店、レストラン、遊技場などの店舗が考えられていた（借地借家法制研究会編『一問一答新しい借地借家法』（商事法務研究会、新訂版、平成12年）114頁）。さらに、「最長期間を20年としたのは、特別のニーズが20年までに集中している反面それ以上長い期間の事業用借地権を認めると普通借地権に悪影響を与えるおそれがあるからです。20年を超える期間で事業用借地権とすることはできません。設定後も20年を超える期間の延長はできません（再び設定し直すことはできます）」（前掲書・115頁）というものであった。まさに経済発展を阻止する統制経済の思想である。前述のように『「借地法・借家法改正要綱試案」の説明』では、すでに今回の改正の方向も示されていたのであるが、普通借地権との競合を避けるという大義名分のために葬られたのである。本改正は、借地契約の自由化へ向けての貴重な一里塚である。

## 土地家屋調査士の電子署名を活用してみませんか



日調連特定認証局運営委員会運営委員 堀越 義幸

オンライン申請を促進するための施策の一環として、不動産登記法及びその関連法規が改正されました。個人の電子証明書が普及せず、添付書面の電子化が進んでいない現状を考慮し、「当分の間」(登記令附則第5条第1項)の対策として、代理申請の場合の申請人の電子署名を不要とし、書面についていわゆる「特例措置」が導入されたものです。

但し、オンライン申請の場合の資格者代理人の電子署名は、従来どおり必要となります。

電子署名は、インターネットという世界標準の新しい道具をうまく使用するために作り出された技術です。私たち土地家屋調査士も、この新しい道具に早くなれる必要があります。

この機会に、ここで「電子署名」というものを、もう一度見直してみましょう。

皆さんの事務所には「公印」を押された書面がたくさんあると思います。具体的には登記事項証明書、印鑑証明書、住民票などですが、これらの書面には、認証者の認証文とともに公印が押印されています。

では、皆さんはその有効性をどのように検証しているのでしょうか。

地元の市町村の証明書などであ

れば、複数の書面の印影をチェックすることで検証可能かもしれません。しかし、通常は「特殊な専用用紙を用いて作成されているから、きっと本物だろう」と判断していると思われる。押印されている印影が正しいかどうかを検証するためには、事前に印影一覧のようなものが手元にある必要があります。実印が押印された委任状の依頼人の印影と、印鑑登録証明書の印影を検証することはできますが、印鑑登録証明書の認証印を検証することは難しいのです。

最近ではカラーコピーの技術も格段に進歩しています。専用用紙などを使用していない書面の場合、原本なのかコピーなのか、さらには「印影」が偽造されたものなのかどうかを即時に判断することは大変難しいと思います。これは、私たちだけではなく、法務局の執務現場でも頭を悩ませていることのようにです。近年、登記実務では、カラーコピーされた登記済証が添付された申請案件が散見されているようです。

この「コピー」の問題は、書面以上に電子データの場合に深刻になります。

データのコピーは非常に容易です。原本、コピーという概念すら

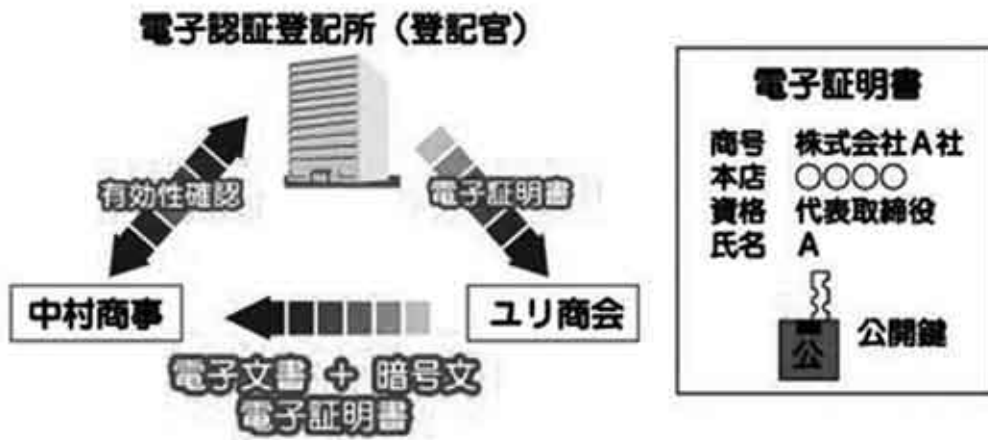
当てはまらないケースさえ発生します。したがって原本性というよりはその有効性が重視されます。

この問題への解決策の一つとして登場したのが「電子署名」です。電子署名の重要な要素は改竄(かいざん)防止です。電子署名は、暗号化技術を用いて「内容が書き換えられていないかどうか」容易に判断できるようにした技術です。しかも土地家屋調査士の場合、通常の手紙に加えて「図面」の改竄にも注意する必要があります。なお、電子データの場合、電子署名ができる形式とそうでないものがありますので注意してください。電子署名が可能な形式としてはPDFやXMLなどがあります。

この改竄防止のために開発された暗号化技術の方式はいくつかありますが、「公開鍵暗号方式」を用いたものが一般的で、PKI(Public Key Infrastructure)と呼ばれています。

このPKIという電子認証制度については、法務省ホームページを参考にしてください。「商業登記に基づく電子認証制度」についてですが、動画を用いてわかりやすく解説しています。

※電子証明書の請求手続等に関するお問い合わせは、会社等の登記を管轄する登記所までお問い合わせください。  
 (管轄登記所のご案内) <http://home.kokunai.go.jp/bomu/shiho/kankafu/index.html>  
 ※このページURL: <http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/>は、リンクフリーです。  
 なお、リンクを記載される際は、「商業登記に基づく電子認証制度」のホームページへのリンクである旨、明示願います。



なお、政府の認証基盤のそれは、GPKI (Government Public Key Infrastructure) となります。

次に、電子署名の法的効果について見直してみましょう。該当する法律は、電子署名及び認証業務に関する法律 (平成十二年五月三十一日法律第百二号 以下「電子署名法」という) となります。

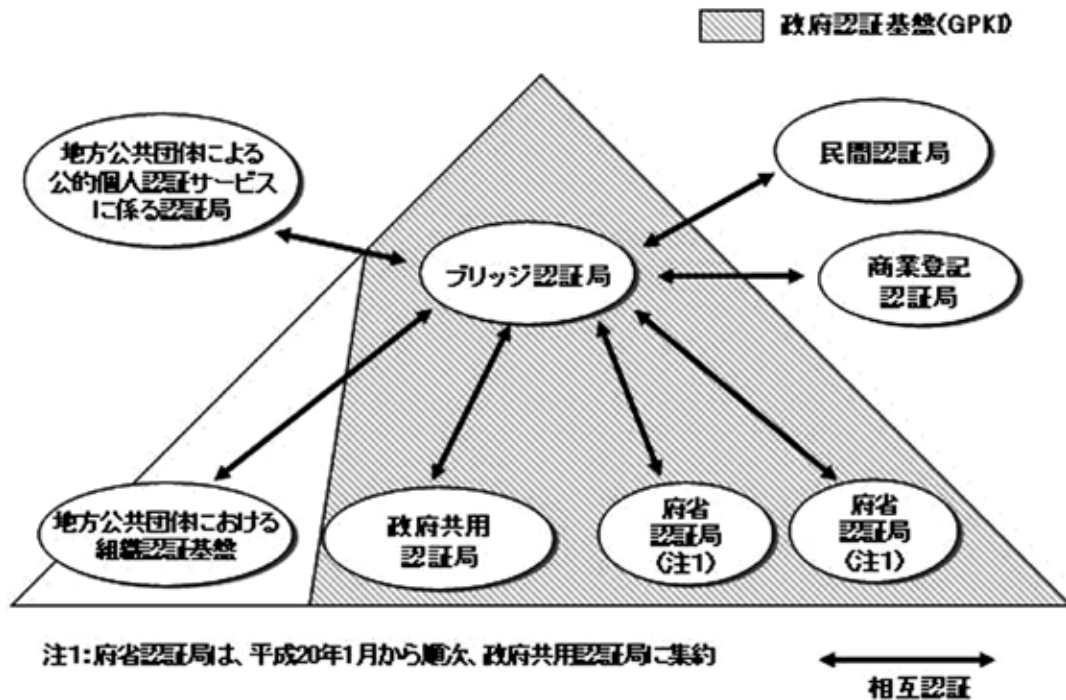
### 電子署名法

第2条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。) に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれに

も該当するものをいう。

- 1 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
  - 2 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
- 第3条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの (公務員が職務上作成したものを除く。) は、当該電磁的記録に記録された情報について本人





総務省 GPKI のサイトより引用

による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

電子署名法第3条の「真正推定」と同様の規定は、民事訴訟法にもあります。実は冒頭申し上げた実務における書面の有効性の判断の法的根拠はこの第228条第2項以下となります。

### 民事訴訟法

#### 第228条（文書の成立）

- 文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。
- 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定する。
  - 公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、

職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。

- 私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。
- 第二項及び第三項の規定は、外国の官庁又は公署の作成に係るものと認めるべき文書について準用する。

文書の有効性判断は、「印鑑文化」のなかで自然に身についたともいえますが、データの有効性判断は、「サイン文化」の延長線上にある電子署名技術を理解して初めて身につくものなのかもしれません。

電子文書は、現時点では印紙税の課税対象とされていませんので、会社設立時の電子定款や、建築工事の際の電子受発注などで、その恩恵を受けている事例もあります。本年度からは、オンライン促進策として所得税の確定申告時にオンラインを利用した場合の減税措

置や、オンライン登記申請時の登録免許税の減税が始まっています。残念ながら、土地家屋調査士業務では目に見える大きな減税メリットはないかもしれません。しかし、電子文書が一般的になりつつある今こそ、電子署名の取り扱いに習熟する必要があるようです。

資格者として作成した書面や図面などに電子署名を付すことで、その改竄防止を図ると同時に土地家屋調査士という存在をアピールすることができます。特に図面付きの書面を作成した場合、いわゆる「図面の一人歩き」なども考えられますが、これを防止することも可能となります。

電子証明書は電子社会へのパスポートと言えるかもしれません。

現時点での土地家屋調査士ICカード発行枚数は7,408枚です。

# 会長 レポート

1月16日～2月15日

Report

## 1月16日

### 近未来政治研究会 新年賀詞交歓会

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟顧問にご就任いただいている山崎拓先生が主宰される近未来政治研究会の賀詞交歓会に出席させていただき、保岡興治代議士（調査士議員連盟会長）はじめ多くの先生方と新年の挨拶をさせていただきました。

## 17～18日

### 平成19年度第2回全国会長会議及び平成20年新春交礼会

全国各会の会長各位に出席いただき本年度第2回の全国会長会議を開催。

連合会の会務の現状を報告すると共に、当面の課題や次年度事業計画の素案についてのご意見を頂いた。今回の会議は、ややもすれば報告一辺倒の例年の会議とは趣向を変えて、初日に法務省民事局民事第二課 小宮山秀史地図企画官を講師にお願いして、「オンライン登記申請とその改善策」と題する説明と質疑応答をいただいた。また夕刻からはかつて法務省民事局第三課長（当時）、法務大臣官房審議官、大阪法務局長などを歴任された小池信行氏（民事法務協会会長）を講師にお招きし、不動産登記制度の歴史、とりわけ地図の整備についてのご講演をいただいた。また2日目早朝からは日本弁護士連合会にお願いして目下の司法分野における最大の課題でもある裁判員制度を勉強しようと、日本弁護士連合会裁判員制度実施本部事務局長・小野正典弁護士による「裁判員制度の社会に果たす役割とその効果」と題する講演をいただいた。恒例となっている初日の夕刻から開催の新春交礼会には鳩山邦夫法務大臣、河井克行法務副大臣、谷口隆義総務副大臣、江田五月参議院議長、保岡興治・自民党議員連盟会長、山口那津男・公明党調査士議員懇話会長はじめ多くの国会議員の先生方、倉吉敬・法務省民事局長、石川佳市・国土交通省土地・水資源局国土調査課長はじめ関係省庁の方々や平山正剛・日弁連会長、佐藤純通・日司連会長ほか関連団体の代表者の皆さん、連合会顧問をお願いしている先生方など各界から多数のご来賓の皆様にご臨席いただく盛会となった。わたくしからは主催者挨拶で、今年も専門職能としてより国民社会の利

便性の確保と安心生活に貢献させていただくことを約束させていただいた。

## 21日

### 午前 司法制度調査会登記オンラインプロジェクトチーム第6回会合

早朝8時から自民党本部で開催された自由民主党の司法制度調査会のオンラインPT（座長・杉浦正健元法務大臣）に各副会長、専務・常務、日調連オンラインPTの皆さんと出席。1月15日から実施されているオンライン申請改善策について法務省から経過説明と、1週間のオンライン申請利用状況が報告された。昨年まで年間2千件程度であったのが、改善策実施後は連日1日に2～3千件がオンラインによって申請されているとのこと。また、小川秀樹民事第二課長から数値目標として全申請件数の10%をオンライン申請利用としたい旨の、いわば決意表明があった。今後も日調連はじめ関係団体の意見も取り入れた改善を重ねることが確認された。それにしても、これまであまり脚光の当たることの少なかった不動産登記がオンライン申請を契機として国会議員の先生方にも大きな関心を持っていただくことになったことは特筆に値すると感じている。

### 午後 東京会・東京協会・東京調政連 平成20年新春交礼会

都内のホテルで恒例の東京土地家屋調査士会（竹内八十二会長）及び東京公嘱協会、東京政治連盟が共催の新春交礼会に出席。旧知の方も多く、会員の皆さんと懇談させていただいた。

### 夕刻 日本司法書士会連合会・日本司法書士政治連盟・社団法人成年後見センターリーガルサポート・全国公共嘱託登記司法書士協会協議会・司法書士国民年金基金平成20年新年賀詞交歓会

グランドプリンスホテル赤坂で開催された司法書士会の新年会は会場のホテルが国会近くということもあってか、国会議員の先生も多数出席され、盛会裏に開催されていた。佐藤会長はじめ全国から出席の司法書士会の役員の先生方と懇談させていただいた。

## 23日

連合会もお世話になっている専門書出版社の日本加除出版・尾上哲夫社長ほか役員の皆さんが年始

の挨拶に来られる。間もなく施行の戸籍法の改正などについて意見交換させていただいた。

## 24日

### 第63回法務局・地方法務局職員登記専攻科研修講師

法務省では、全国の法務局・地方法務局の中堅職員を対象に毎年各種の長期研修を実施されている。今年は民事第二課のお計らいにより私が日調連会長としてお話をさせていただく機会をいただき霞ヶ関の赤れんが庁舎で約2時間半、調査士の制度や表示登記、ADRなどについて現状や課題などをお話しさせていただいた。国土建設学院で実施している法務省の中央測量講習にも毎年出講させていただいているが、赤れんが庁舎への「出陣」は初めての体験。現場の生の声をと、いろんなお話をさせていただいたが、登記の現場で活躍されている職員の皆さんと直接対話できたことは勉強にもなった。

## 25日

### 「境界問題相談センターふくい」設立記念式典

大阪からの列車が敦賀に入ると一面の銀世界。この日、雪の福井で福井県土地家屋調査士会（山形敏博会長）が設置する『境界問題相談センターふくい』の設立記念式典がご尽力いただいた福井県弁護士会から北川稔会長はじめ多くの関係者の皆さんが出席されて市内のホテルで盛大に開催された。会員数の少ない単位会でのセンターの稼働であり、今後のモデルケースになると感じている。設立に至った経過や理念について浦井勉志副会長（センター長）から報告されたが、その確かな歩みに感銘を受けた。また記念講演をされた山野目章夫・早稲田大学大学院教授のウイットに富んだお話はセンターのスタートにふさわしい激励を籠めた楽しい、しかし深いお話で、多くの示唆をいただいた。

## 26日

### 林 弘之氏黄綬褒章受章記念祝賀会

この日は佐賀県土地家屋調査士会の前会長である林弘之氏が昨秋の褒章に際し、黄綬褒章を受章された祝賀会が佐賀市内のホテルで開催され招待をいただき出席させていただいた。水竹亦雄会長が実行委員長となって会員多数が出席する盛会となった。

## 29日

### 自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟との懇談会

午後から大阪薬業年金会館で測量技術講演会が開

催されていたが、講師として2000年開催の地籍国際シンポジウムの開催等でお世話になった国土地理院の大木章一室長がお話をされたので傍聴させていただき、久しぶりにお話をさせていただいた。

夕刻から自民党調査士制度改革推進議員連盟の保岡興治会長、太田誠一副会長、塩崎恭久幹事長はじめ幹部の先生方と連合会、井上会長はじめ全国調査士政治連盟役員との懇談会を開催。土地家屋調査士の目下の課題などについてお話しさせていただき、先生方からは政策に反映していただくについてのご教示をいただいた。

## 31日

### 近畿ブロック各会正副会長会議

近畿ブロック協議会（会長・安井和男京都会長）の各会正副会長会議が昨年新築の京都土地家屋調査士会館で開催され、私の出身ブロックでもあり出席させていただき連合会の会務の現状や制度環境についての課題などをお話しさせていただいた。

裁判所のすぐ近くの好位置にある京都調査士会館は京町屋風と称される瀟洒な建物だが、新築と同時に稼働を始めた境界問題相談センターの調停室や待合室も設けられた堂々たる構え。

連合会の会館ももうすぐ移転作業が始まるが、近年新築される各単位会の会館の立派さに圧倒されるとともに、新築に至るまでの担当役員の皆さんのご苦労が偲ばれる。

## 2月1日

### ADR 特別研修始まる

この日から第3回となるADR代理関係業務認定のための特別研修が始まった。午後、大阪会の会員対象の会場と兵庫会の会場を訪問し受講会員を激励。今年からビデオ研修となったため、予め収録した連合会長としての私自身の挨拶をスクリーンで視る。

## 3日

### ADR 特別研修の基礎研修3日目

基礎研修の最終日。奈良地方法務局近くの奈良会場を訪問。お世話役の役員のみなさんにお礼を申し上げた。奈良会では、昨年受講し合格した志野忠司会長が率先して新規受講会員のためのプレ研修会を開催するなど大変ご尽力をいただいたが、この日も40名近くの受講生がスクリーンから語りかける講師のお話を参考書片手に熱心に取り組んでいた。

6日

#### 第9回正副会長会議

午後からの常任理事会を前にいつもの正副会長、専務理事、常務理事にこの日は議題が事業計画と予算案である関係から総務部長と財務部長を加えて会議した。厳しい財政事情から各部の要求額に遠く及ばない予算案とせざるをえず、申し訳ないような気持ちで財務部長の説明を聞く。

6～7日

#### 第8回常任理事会

本年度の事業の進捗を確認するとともに、次年度事業計画の各部の骨子について調整を図る。各部横断的な事業も少なくないが、すでにオーバーワークが顕著な理事はじめ役員各位のキャパシティにも配慮しながら喧々諤々の議論が交わされる。東京会にお世話になる新会館の利用計画も大詰めを迎えているほか、登記基準点の制度化やオンライン申請の利用促進のためのいくつかの取り組みも急を要することであり、更なるオーバーワークはさげられない、と頭の痛む思いである。

7日

#### 太田誠一衆議院議員モーニングセミナー

常任理事会2日目を前に早朝8時から都内のホテルで自民党調査士議員連盟の太田誠一副会長主催の国政報告会が開催された。

8日

#### 寺澤繁三氏の黄綬褒章を祝う会

昨秋、黄綬褒章を受章された青森会名誉会長・寺澤繁三氏の受章祝賀会が小林昭雄・同会会長が実行委員長となって、八戸市内のホテルで開催され出席。寺澤氏は昭和39年開業以来44年の長年にわたり調査士の業務に精励され、昭和56年に理事に就任されたのを振り出しに、平成15年に会長職を退かれるまで、22年にわたって調査士会の役員として、青森会と土地家屋調査士制度の充実発展に貢献された方。同会の会員多数のほか、八戸市菅原副市長はじめ多くのご来賓の出席を得て盛大に開催された。

9日

#### 赤間護氏旭日双光章受章記念祝賀会

この日は仙台に移動して昨秋の叙勲に際し旭日双光章受章の栄に浴された宮城会元会長・赤間護氏の受章祝賀会に招待いただき出席。同氏は30年あまりに

わたって宮城会の役員を務められたほか、联合会でも広報委員や研究員としてご活躍いただいた。多くの会員の皆さんと一緒にお祝いをさせていただいた。

10日

#### 近畿ブロック新入会員研修会に出席

連合会が各ブロックにお願いして実施していただいている新入会員研修の近畿ブロック会場(大阪・港区コスモスクエア)にお伺いし、少しの時間ではあるが挨拶をかねた激励をさせていただいた。出席の新入会員の皆さんに大なる期待をするとともに、お世話役としてこまやかに配慮いただいているブロック内各会の担当役員の皆さんに頭の下がる思いの1日であった。

11日

#### 奈良会新会館起工式

志野忠司会長率いる奈良会では現会館が手狭になったことから同市紀寺町2丁目に新たに土地を購入し新会館を建築することとなった。この日は現地で起工式が挙行され招待をいただきお祝いのあいさつを述べさせていただいた。滝実、奥野信亮の各代議士、森岡正宏前代議士はじめ各界のお歴々が出席して厳粛かつ盛大に挙行されたが、200余名の会員の汗の結晶である新会館は8月には完工の予定とのこと。式典終了後、現会館で役員の皆さんと懇談させていただいた。

14日

#### 改善策(別送方式)によるオンライン申請

オンライン申請促進のための改善策が1月15日から実施されている。会務で事務所を留守にすることが多いが、ここ2～3日は久しぶりに事務所仕事。この日、ちょうど隣県の登記所に申請する事件があったのでパソコンに向かって、新方式によるオンライン申請を試みる。表示に関する登記については不動産登記令13条によって既に添付情報についての特則が設けられているものの、大判の図面のついた境界確認書をはじめ参考資料として提供するものにはPDFなどの電磁的記録化するのが困難なものがあることから事件によっては、オンラインを利用するにあたって、使い勝手が必ずしも良いとはいえない面もあった。今回の申請では、改善策による別送方式と前記登記令13条の特則による提供方式を併用することで、かなり使い勝手の良いものになったことを体感した。何よりも受付や進捗状況がリアルタイムで画面に表示されるのが嬉しい。(即日処理であれば尚嬉しいのだが…)

# 広報最前線

福島

## 福島会の広報活動 ～外部広報と内部広報について

福島会の会員数は、現在 307 名+1 法人です。平成 13 年頃は 366 名でしたので、かなりの減少率です。したがって会費収入も減少の一途。でも、ここ数年は、新不動産登記法・不動産調査報告書・ADR などの研修会が多数開催され経費が増大しています。

各部予算削減の波を一番かぶってしまうのは、会員に直接影響の出ない広報部となり、経費削減に励みつつ活動を模索しています。

### ○外部広報

#### ①地元新聞社(2社)への広告掲載

『法の日』週間(10月1日～7日)に合わせて県内の各支部で「無料相談会」が開催されますので、9月末に、その日程表と土地家屋調査士の業務PRの広告を地元紙の「福島民報新聞」と「福島民友新聞」に掲載しています。平成17年までは『境界標キャンペーン』として会員有志(ほとんど毎年同じ方々)から協賛金を募り掲載していましたが、会の事業であるのに一部の会員に毎年御願ひするべきではないとの執行部方針により、平成18年からは広報部の予算でおこなっています。まだまだ世間の人に知られていない土地家屋調査士の仕事を短い文面でPRしようと

すると難しく、毎回頭を悩ませています。

#### ②無料登記相談会の開催

前項にも書きましたが、県内6支部において「無料相談会」を毎年開催しています。新聞広告には、「表示に関する登記・境界問題の相談を受け付けます」と載せています。主な相談内容は、『境界がわからないのでどうしたらよいか・隣接地所有者との土地境界確認の方法について・境界が侵害されているようだ・境界杭を抜かれた・みなし道路の分筆について・

国土調査における筆界未定地の解消について・法務局地図整備作業の筆界が納得できない・被相続人名義の土地の分筆について・被相続人名義の土地に建物を建築したいが可能か・地図訂正について』などで、境界に関する相談が多数を占めていました。

また、他士業(司法書士・行政書士・税理士・社会保険労務士)と合同で開催した支部や、毎月開催している支部もあります。



**無料相談会開催**

建物の新築、増築、滅失・土地の分筆、合筆、地目変更等の表示に関する登記の相談・お隣りとの境界について困っている場合の相談も受け付けております。

登記・境界の悩み解決!

法務局の業務特定登記官が業界調査員(土地家屋調査士等)の意見を踏まえて不明な筆界を特定してくれる制度。詳しくは最寄りの土地家屋調査士・法務局へご相談ください。

地区名	日	時	場
福 島	11月 3日土	午前10時～午後4時	場所:福島市「エスパル福島 5階 オークルーム」
郡 山	10月 8日土	午前10時～午後3時	場所:郡山市「うすい百貨店 10階 特設会場」
	10月 2日火	午前10時～午後3時	場所:「会津坂下町老人福祉センター」
会 津	10月 4日木	午前10時～午後3時	場所:南会津町田島中町「福祉ホール」
	10月26日土	午前10時～午後3時	場所:「会津若松市中央公民館」
白 河	9月30日日	午前10時～午後3時	場所:「白河市霞山コミュニティセンター」
	9月30日日	午前10時～午後3時	場所:「須賀川市労働福祉会館」
いわき	11月23日土	午前10時～午後4時	場所:「いわき市文化センター」
相 双	10月 6日土	午前10時～午後3時	場所:南相馬市「サンライズ南相馬」

**福島県土地家屋調査士会**  
福島市北五軒内町4-22 ☎(024)534-7829  
ホームページアドレス <http://www.fksimaty.or.jp/>

新聞広告



「五士業合同相談会」

### ③ホームページの運営

総務部と広報部が担当して運営を行い、パソコンの得意な会員に御願ひしてホームページ委員になっていただき更新等を行っています。表示に関する登記のQ & Aや本会・会員の情報を公開しています。会員の広場は色々な書類をダウンロードするようになっています。

### ○内部広報

#### ①『会報ふくしま』

毎年2回(8月・1月)発刊しており、「家族から見た土地家屋調査士」「思い出のあの事件」「我が家のペット」「年男・年女コーナー」をシリーズ化して投稿してもらい、なるべく盛りだくさんになるように努めています。ここ2回は8月と2月の研修会の折に配布したところ、空き時間に会員同士の話題作りになり、配送料も節約できたので、研修会の日程にもよりますが、続けて行きたいと思えます。

### ②『安全ベスト』の作製

まだ試作の段階ですが、道路での測量作業の安全や仕事をしながらの広報を考えて『安全ベスト(土地家屋調査士の標章入り)』を作製してみました。連合会のホームページの画像素材集から標章をダウンロードし、プリンターでアイロン接着シートに印刷して貼り付けました。文字は反射材に透明黒文字のテプラテープを貼ったもので、いかにも手作り品でしたが、10着作製し、ある支部に試用してもらったところ好評でありましたので、指摘された点などを改良して作製を続け、斡旋品にしたいと考えています。

数年前には、同じような仕様のウインドブレーカー(名入れを含め業者に発注)を全会員に無料配布しましたが、使用期間が限られるので『ベスト』を作って欲しいとの意見が寄せられていたので作ってみました。しかし、現在の情勢では業者に発注して立派なものを作る予算は無く、在庫等の不安もありますので、手作り品の受注生産にならざるを得ないかなと思います。



安全ベスト(前)



安全ベスト(後)

### ○今後の広報活動

当会もADRセンターの立ち上げが予定されているので、一般の方々への周知をどのように進めるか考える時期になりました。また、他会や他士業では、高校への出前授業を行なっているので研究していきたいと考えています。

以上、簡単ではありますが、福島会の広報活動の報告とさせていただきます。

福島県土地家屋調査士会  
広報部長 菅井隆邦



# 「沖ノ島と関連遺産群」を 世界遺産登録に

福岡県土地家屋調査士会 広報部

沖ノ島に年一度、一般の人 200 名ほどが上陸出来る日は、5 月 27 日の海戦記念日である。

ここ沖ノ島は、宗像大社辺津宮より 11 km 北の筑前大島からさらに 50 km の海上に浮かぶ。

ここから対馬の北の鼻を通過して 145 km で韓国釜山に至る海上の道は直線である。

西国との交易で航海の安全を祀った島であり、遙か遠くシルクロード、中国そして朝鮮の文化が海北道中うみのきたのみちのなかと呼ばれるこの海の道をとおり、宗像海人族により大島、神湊こうのみなとの地から、年代事の遺跡からの出土品と同じ遺産が大和朝廷の地へと運ばれている。また、宗像神群の玄界灘に面した七浦の一つ鐘崎では、AD100 年代の貝塚から鐘崎式土器の出土により三千年まえから朝鮮半島との交流があったとされている。

関連遺産の一つ宗像大社は、辺津宮、中津宮、沖ノ島の三宮から成り、宗像三宮の惣社の辺津宮は福岡市と北九州市の間に位置し、宗像市北部の玄界国定公園の玄界灘に注ぐ釣川の河口から 2.8 km 上流に在る。天照大神の三女神のひとりであり、神を祀る行為を行う市杵島姫神いちきしまひめのみことが、「航海・交通安全」の守護神として祀られている。

そして、辺津宮は海上遙か北の奥（沖）津宮を向いており、釣川河口の神湊から海上 6 km 先に浮かぶ周囲 14 km の県下で一番大

きな島、筑前大島の港近く南の潮流の激しい様子を見守る端津姫神たぎつひめのみことが中津宮に祀られている。

同島の北部にある奥（沖）津宮遥拝所より、さらに北の黒々とした荒々しい玄界灘の海上 50 km に沖ノ島はある。海域を常時 2、3 ノットの速さで南から北に流れる対馬暖流の海上に発生する霧を見守る田心津姫神たごりひめのみことが奥（沖）津宮に祀られている。



沖ノ島

神が宿る島「沖ノ島」は宗像神社の所有で、福岡県宗像市大島字沖ノ島 2988 番にあり、境内地 683、510 m<sup>2</sup> の、絶海の孤島である。

## 1. 遺産の保護はだれが

国家制度が進み、宗像の海人（白水郎あま）の集団は、「海部」が制度化された時に朝廷より「胸形朝臣むなかたのあそみ」という海部の最上位の「朝臣」を授与された。宗像郡は「神部」として宗像大社に寄進され、胸形君は神主と郡長を兼務することになった。沖ノ島の国家的な祭祀は 4 世紀後半に伽耶・百済との通好の開始を機に、航海安

全を祈願したことから始まる。また、宗像大社境内の辺津宮本殿の裏には、東に芦屋、岡垣、若宮、西は立花に接する範囲を宗像神群領地を示す社として、22 棟からなる 75 の末社を擁し祀られている。

現代に生きる「宗像遺産」の一つとして、毎年 10 月 1 日に行われる秋季大祭初日に、海と信仰に生きた宗像の人々を象徴するような、神迎えの神事「みあれさい」が催される。中津宮（筑前大島）一辺津宮（神湊）間で繰り広げられる「海上御神幸」は、沖津宮・中津宮の二女神の御神霊を乗せた「御座船」を中心に宗像大神の象徴である紅白布を旗竿につけ、なびかせた宗像七浦の魚船約 300 隻による大船団パレードは圧巻である。

## 2. 「海の正倉院」

神の宿る島は周囲 4 km で、島内の南側標高 80 m のところに沖津宮があり、宮の後方には厳しい断崖が連なり一の岳（243.6 m）、二の岳、三の岳があり、その北側に白岳の原始林がある。

この沖ノ島には 10 日交代で神官が入島し、入島した神官はすぐ裸になり海中で禊ぎをして清めた後、詣でる秘島である。古来より、「一木一草」島外に持ち出してはならず、島のことを他に洩らしてはならずという掟から、「お言わず様」とか「不言島おいわずしま」と呼ばれた。また、

女人禁制の島といったこともあって、地域的に神郡（宗像郡）以外には余り世に知られていなかった。この島に対し、昭和29年から昭和46年にかけて3回の学術調査が行われた。この調査に際し発掘が沖津宮の裏手23ヶ所に対し行われ、この調査により「正倉院」に保存されているものと同じ奉獻品が出土したことから「海の正倉院」と呼ばれるようになった。

古代の青銅鏡、金製指輪、武具、馬具、金銅製機織具など八万余点が発掘されたが未だ十万余点が手つかずに保存されていると言われている。

### 3. 遺跡の変遷

祭祀遺跡は、祭祀形態から、第一段階の祭祀は岩上祭祀、第二段階は岩陰祭祀、第三段階は半岩陰・半露天祭祀、第四段階で露天祭祀の四段階の形態が確認される。それぞれの遺跡からの出土品は時代ごとに大きな特徴を持ち、朝鮮半島や中国との国際関係が読み取れる。

第一段階の祭祀は、5か所から遺跡が発見された、4世紀後半から5世紀頃の岩上祭祀である。岩の上を神の場とした巨岩上の祭壇は祭祀品が転がり落ちないように、周囲に平たい石を積んでおかれた祭祀遺品は、野ざらしで供えられていた奉獻品と共に、祭祀後まとめて岩陰など一か所にまとめて置かれていた。

奉獻品には、古墳時代の墳墓である前方後円墳の副葬品と同様の腕輪・鏡・武器・土師器などが発見されている。

その後、第二段階の岩陰祭祀に移り、6世紀から7世紀に行われていた祭祀で、岩の陰に祭壇を設けた祭祀の跡で、朝鮮系文化の遺物である。奉獻品として、金の指輪・馬の飾り金具・雲珠・須恵器、

また、中東からシルクロードを経て渡ってきた切子ガラス碗の伝来品などが発見されている。この、切子ガラス碗が奈良正倉院にも蔵されている。



金製指輪

第三段階の祭祀は、半岩陰・半露天祭祀で、7世紀後半から8世紀前半の祭壇の祭祀跡で、奉獻品の主流は土器や雛形祭祀類の紡績具・金銅製龍頭・櫛、また中国製品は、六朝唐代の唐三彩・五弦琴などが発見された。



金銅製龍頭

第四段階の祭祀は、8世紀以降の露天祭祀であり、岩から離れた平坦な場所で行われた祭祀跡である。同一の場所で祭祀が繰り返され、跡から多くの須恵器・奈良三彩小壺・滑石製の模造品の人、船、馬や皇朝銭などが出土している。



奈良三彩小壺

この時期には帆船の大型化と遣唐使派遣の廃止（894年）で沖ノ島の祭祀は終わりを告げている。

しかし、奉獻品や調査による出土品などから「沖ノ島を中継点として日本と世界がつながっていた」という意味でも重要な遺産と言える。「さらに発掘すれば、十万余点は出土する島に神官が常駐している「神の宿る島」である。

### 4. 津屋崎の古墳群について



奴山古墳群

沖津宮・中津宮・辺津宮を神官としてお守りしてきた宗像君一族の眠る古墳群があるところは、昔の勝浦から津屋崎ノ浦に連なる広々とした地域は今、平坦な農地として耕地整理がなされているが、丘の鼻、瀬の出入りの地形から海であったことが窺える。

この勝浦から津屋崎ノ浦にかけた鼻や瀬の丘には、国指定史跡の数多くの古墳群が連なっている。

丘には、5世紀前半から6世紀後半に造られた、勝浦峰ノ畑古墳・宗像地区の中で101.7mと最大規模を誇る前方後円墳の在自剣塚古墳、また新原、奴山古墳群は東西800mの台地に宗像君一族の墳墓があり、中には全長80mもある前方後円墳をはじめ円墳など53基が存しており、快晴のときには対馬見通りから登って対馬見山に至り、遠く対馬を見ることもできる。

古墳群に見る副葬遺物は「沖ノ島」を経由して入ってきた国内最



大級の鋸や鉋形鉄製品など多数出土している。

この古墳群の南端付近、宮地嶽古墳は、奥行き 23m 幅 2.8m 天井までの高さ 3.1m で、大きさが 3×4m 以上もある大石が使用された横穴式石室で、副葬遺物は、金銅装頭椎太刀（大きさがわかるように福津市職員に横に立って頂いた）・金銅鞍金具など多数国宝に指定されている。



宮地嶽古墳大太刀

## 5. 奉獻品の数々



岩上祭祀

### 四世紀後半から五世紀頃奉獻品

大和王権が加耶や百済との国交を開始し、鉄の素材を朝鮮半島から輸入していたころにあたり、銅鏡や鉄製の刀剣などが出土。

### 六世紀から七世紀の奉獻品

朝鮮半島からの舶載品が多くみられ、大和王権と朝鮮半島諸国の密接な交渉がうかがえる装身具の銅鏡、玉類、釧など、鉄製の武器・武具・工具、須恵器・土師器の土器、金属製雛型祭祀品として鏡・紡績具・楽器・武器・工具、滑石製祭祀品などが奉獻。



岩陰祭祀



半岩陰・半露天祭祀

### 七世紀から八世紀前半の奉獻品と出土品

朝鮮半島製の古墳副葬品との共通要素が急速に薄れ、ものに代わって、中国の文化を摂取するため、遣隋使が派遣された。中国の東魏代の金銅製龍頭・唐代の唐三彩長頸瓶など、舶載品の奉獻品は中国系に移行した祭祀品が主流となる。土器・金属製雛形祭祀品の奉獻が急増。

### 八世紀以降十世紀の状況としての出土品

滑石製形代・人形・馬形・舟形、奈良三彩小壺、皇朝銭「富寿神宝」は、露天祭祀が 9 世紀前半まで行われていた。



露天祭祀

## 6. 奉獻品、出土品の展示

祭祀跡からの出土品の展示は辺津宮境内にある神宝館で展示されている。また、国宝に指定されている奉獻品等国立博物館にも所蔵されている。

## 7. 登録の動き

余り世に知られていない遺産が登録されるには難題が多いようです。

「世界遺産登録」を目指す「宗像・沖の島・津屋崎古墳群と関連遺産群」の運動は、平成 15 年から市民活動を中心に始まり、平成 18 年からは福岡県、福津市、宗像市と共同で取り組まれてきました。国内暫定リスト選考入りを目指すとともに文化財保護の体制強化に取り組まれています。

## おわりに

このたびの取材や資料提供に快くご協力いただきました、宗像大社の高向権宮司、遺産登録に関わる福津市職員池ノ上さん、宗像市職員の岡さんにこの紙面をお借りしてお礼申し上げます。

(広報部 古賀一成、田崎 実、嶋田和重、村田陽一)

## 富山会

### 劔岳測量100年記念 特集1 「劔岳 点の記」



『富山会(らんどまーく)』第347号

昨年、劔岳測量百年記念として開催された「地図展 2007 in 富山」に、その当時の測量官 柴崎芳太郎の苦闘の末、劔岳山頂へ登頂して作製された地図が展示されていましたが、この映画は、新田次郎原作の小説「劔岳 点の記」を映画化するものであり、昨年立山連峰で撮影が行われ、今年も引き続き行われる予定です。

前人未踏といわれ、宗教的理由から決して登ってはいけない山と恐れられた、北アルプスの劔岳山頂に、三角点埋設の至上命令を受けた測量官、柴崎芳太郎の姿を描いた小説であります。

近年、土地家屋調査士や測量業者等は、今まで以上に、基本三角点に基づく公共基準点を使用して、土地地積更正登記や、土地分筆登記のための測量を行わなければならない時代が到来しました。この事より、三角点の知識や地図作製の為の測量の重要性を一人でも多くの国民の皆様へ知って頂く為にも、この映画の重要性を高く評価しなければならないものであります。

この映画の主人公、測量官の柴崎芳太郎は、降雪量の多い事で知られる山形県の大石田の出身であり、生家は父の祖父の代までは旧家でしたが、最上川の氾濫で財産

を失い、貧困の家庭に育ち、小学校を卒業すると、呉服屋に丁稚奉公として働き、独学で中学の課程を学んで、志願して軍隊に入隊した後、下士官となって除隊し、陸地測量部修技所を受験して入所し、ここで測量官としての教育を受けて明治37年に卒業すると同時に陸地測量手に任官した、立志伝の人物であります。柴崎芳太郎の、様々な困難に立ち向かい、自分の仕事を黙々と全うし、頂上に向う姿を描いた作品であり、現代に生きる私達に深く感動を与える作品であります。

この映画の監督、木村大作さんは1958年に東宝撮影部に撮影助手として入社。黒澤明監督の「隠し砦の三悪人」「用心棒」「椿三十郎」等に撮影助手として参加し、「野獣狩り」でカメラマンデビュー。その後、森谷司郎監督「八甲田山」「聖職の碑」、深作欣二監督「復活の日」「火宅の人」、降旗康男監督「鉄道員・ぼっぼや」「憑神」をはじめとする多くの話題作で撮影監督をつとめました。「この映画が最初で最後の監督作品」として撮影に臨んでいます。

私達は、今回木村大作監督に取材をさせていただき、監督の映画に賭ける思いや、現代の日本人に伝えたいメッセージをおうかがいいたしました。

### 木村監督インタビュー

現代の日本人が失いつつある、真の日本人の姿を映画を通して伝えたい

この映画を撮影したいと思われた理由について教えてください。

「この映画で観客の皆様に伝えたい事は、現代の我々が失いつつある、真の日本人の姿です。この映画の舞台となる明治時代は、現在のように物資が豊富では無く、経済的にも豊かではありませんでした。そんな時代に主人公の柴崎たちは自分の仕事を完遂させることだけを考え、ただ黙々と測量していました。現在の日本人は経済至上主義に染まり、楽をしてお金を儲けることだけを考えがちです。私はそんな時代だからこそ、お金や名誉のためでなく、黙々と己の使命をまっとうしようとする彼らの姿に感動しました。日本人の一番の特徴は「勤勉さ」であったはずですが、現代の日本人が失いつつある、そんな本来の日本人の姿を映画で表現したい。そう思いこの原作の映画化を決心しました。

また、私は今まで「八甲田山」、「復活の日」、「駅・ステーション」等、大自然を描く作品を多く撮影していましたが、常に自然の大切さ、素晴らしさを感じておりました。この作品では「悠久の自然」



監督 木村大作



木村大作監督を囲んで



インタビューの様子

を描きたいと思っております。

重い荷物を背負って山に登り、ひたすら天気を待つ。そして状況がよくなればただ黙々と己の仕事をする。柴崎芳太郎の剣岳の測量と我々の撮影とはとてもよく似ています。柴崎たちの気持ちがよくわかり、そういう意味でも本当にやってみたと思ったのが、この作品です。相当過酷な撮影になるが、これは自分にしか出来ないし、是非ともやってみてみたいと思いました。」

**この映画の撮影は四季を通じて行われているようですが、今までで一番過酷な撮影について聞かせて下さい。**

「今年の4月、スタッフのみで別山の頂上に登り撮影した時は、風速20メートル、温度はマイナス16度でした。それが最もきつい撮影状況でした。

四季を通じて立山の自然は厳しいものです。この映画を引き受けてくれたスタッフ、俳優さんは志がないと出来ない。この映画は撮影ではなく一種の苦行です。」

**ヘリコプターによる空撮は行わないと伺っていますが何故でしょうか。**

「山岳映画の空撮映像は私にとっては単なる風景です。人間の

目の高さの撮影では魂の籠り方が違う。確実に苦しい方法で撮影した方が人間を感じさせる映像を撮影する事が出来る、これは今までの実体験の中で思っています。」

**過去に印象に残ったシーンや体験はありますか。**

「僕は風景だけを見て過去二回泣いています。それは南極に行った時と、ペルーの二千年前の遺跡を見た時でした。三回目に泣いたのは別山から剣岳を見たときに自然の素晴らしさに泣きました。自然に感動する事が悠久の自然そのものです。」

**私は、黒澤明監督の「映画の中にたたずまいを作る」という言葉が好きですが、たたずまいをどのように考えますか。**

「たたずまいは品格の問題だと思います。たたずまいが正しい映画になればこの映画は素晴らしい映画になります。そういうことを目標に取り組んでいます。今回は、撮影のためにいろいろな準備をしています。かつては黒澤明監督の映画も周到な準備をして撮影に臨みました。このような映画の作り方は最近では珍しいと思います。」

このインタビュー以外にも、木村大作監督は黒澤明監督の映画の造詣が深く、色々な話を聞くことが出来ました。

又、この映画の俳優は、主人公の測量官、柴崎芳太郎役に浅野忠信さん、案内役の宇治長治郎役に香川照之さん、測夫の生田信役に松田龍平さん、山岳会の小島鳥水役に仲村トオルさんが挑んでいます。俳優の皆さんも、原作、シナリオを読んで何かを感じ取っている筈です。

木村大作監督自身は、この映画に命を懸けて臨んでいます。そして測量官柴崎芳太郎の剣岳へ登頂して三角点を埋設する姿は、皆様へ深い感動を与えてくれるものと思います。そして富山県を代表する立山連峰の剣岳の四季の自然の美しさを写し出して頂きたい存じます。

インタビュアー／小竹伸子  
中溝敏之  
記 広報委員／上田直樹

(参考文献)

剣岳 点の記／新田次郎原作  
ケルン4号 一測量官の生涯  
／柴崎芳博作

(参考資料) ヤフーホームページ

# 新潟会

## 「上越支部 高橋カウ先生が 上越市に3億円寄付!!」



『会報にいがた』第117号

高橋カウ先生のこの記事を読んだ多くの働く女性に希望を与えてくれました。

1日3時間の睡眠でも「土地家屋調査士の仕事が好き」と生きが

いを持ちながら頑張って仕事をされ、男女差別の強い昭和の時代にご苦労して貯蓄された財産を、人の為に役立てるよう寄付されるといふ事は大変いさぎよく、先生の

生き様が見えるようだと感じました。

先生の善意が皆様にまっすぐ伝わる事を望みます。

(広報 渡邊)

上越市の医療・福祉に役立ててもらおうと、同市五智一の土地家屋調査士、高橋カウさん(左)が、木浦正幸市長は「ありがとう。大切に使用せ

### 上越の土地家屋調査士 高橋さん

# 市に3億円寄付

## 医療・福祉に役立てて

寄付金は、二〇〇五年に七十二歳で亡くなった夫と長年にわたって貯蓄してきた。木浦市長から感謝状を受け取った高橋さんは「ことは調査士となって四十五周年。この機会に寄付したいと思っていた」と笑顔で話した。高橋さんは「今までお世話になってきた人々への感謝という思いを果たせた」と充実の表情。木浦市長は「高橋さんの心が伝わるような使い方をしたい」と約束した。

ていたきたい」とし、目録を受け取った。高橋さんは、一九六二年に県内の女性として初めて土地家屋調査士の資格を取得。六四年に同市内に開業した。

新潟日報（平成19年12月13日）掲載

福祉総合拠点施設の整備基金に組み込む方向で調整している。  
写真上越市に3億円を寄付し、木浦正幸市長に目録を手渡す高橋カウさん（左）（12日、上越市役所）

# 第23回 写真コンクール作品募集

財務部では親睦事業の一環として、例年どおり写真コンクールを下記の要領で開催いたしますので、会員各位奮ってのご応募をお待ちしております。

- 主 催** 日本土地家屋調査士会連合会
- 審 査 員** 写真家・日本写真協会常務理事 木村恵一氏
- テ ー マ** 自由（組写真は不可）
- 種類とサイズ** 六ツ切り又は四ツ切（カラー、白黒自由）で1人2点まで。  
裏にテーマ、氏名、年齢、住所、所属会名、撮影場所を記載のこと。
- 使 用 権** 入賞作品は原則として連合会に帰属します。  
(入賞作品は返却いたしません。)
- 応 募 資 格** 土地家屋調査士会会員及び補助者
- 賞** 連合会長賞(1名) 賞状及び副賞  
金 賞(1名) 賞状及び副賞  
銀 賞(2名) 賞状及び副賞  
銅 賞(3名) 賞状及び副賞
- ※ 入選作品は連合会総会会場に展示するとともに、上位入選作品を本誌に掲載します。
- そ の 他** 二重応募作品は受付いたしません。
- 締 切 り** 平成20年5月12日(月) 必着のこと。
- 送 り 先** 〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階204号  
日本土地家屋調査士会連合会 財務部あて

# 平成20年度から商業登記所の集中化がスタート!

会社法の施行等により、商業登記所では、最先端で、かつ、高度な法律知識を有する職員に、登記の審査や相談に対応して欲しいとの国民のニーズが強く、法務省民事局では、このような社会情勢を真摯に受け止め、以下のとおりの体制整備を図るとしております。

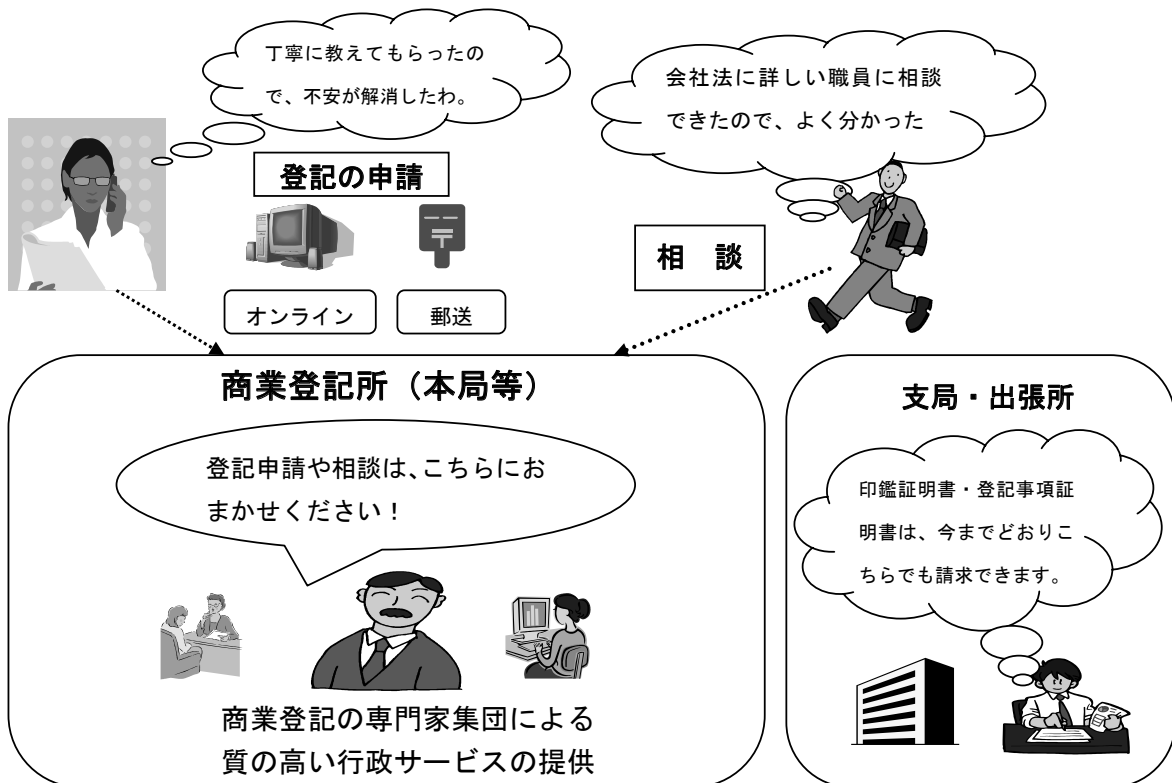
受託事務の遂行上、商業登記所と関係する場面がありますので、紹介いたします。

## 今後の商業登記所（会社の登記所）～知識・経験の豊富な専門職員が管内を広範囲にカバー～

- ① 登記申請の受付は、全国 80 庁程度の商業登記所で集中的に取り扱う（多くの都道府県では、1～2 庁）。
  - \*平成 20 年 1 月 1 日現在の商業登記所 = 496 庁
  - \*商業登記所への登記の申請は、登記所に赴かなくても、郵送やオンラインで可能。
- ② これにより、商業登記所の知識・経験の豊富な専門職員が、これまでの登記所ごとの管轄を超えて、広範囲の会社の登記をカバー
- ③ 印鑑証明書など各種証明書は、今までどおり最寄りの登記所（不動産登記の申請のみを受け付ける登記所）でも取得可能

### 実施時期

各法務局・地方法務局ごとに平成 20 年度以降順次実施（おおむね平成 23 年度までに実施）する予定。※開始時期については、各局ごとに今後検討。



1月

17～18日

平成19年度第2回全国会長会議  
(於 ホテルメトロポリタンエドモント)

<次 第>

1. 基本テーマI 「地図作りを考える」
  - (1) 法14条地図・平成地籍整備事業への参画
  - (2) 登記基準点 —その取組みの現状と目指すもの—
2. 基本テーマII 「オンライン登記申請とその改善策」
  - (1) 完全オンライン登記申請への移行策の試行と提言活動
  - (2) 法務省の提案する「当面の改善策」での申請促進支援
  - (3) オンライン送信のための図面様式(XML仕様)の普及促進
3. 講演会：「法第14条地図の歴史と将来展望」  
小池信行氏
4. 講演会：「裁判員制度の社会に果たす役割とその効果」  
日本弁護士連合会裁判員制度実施本部事務局長 小野正典氏
5. 基本テーマIII 「組織の充実と会員力の結集」
  - (1) 総務担当者会同報告
  - (2) 土地家屋調査士特別研修の実施
  - (3) 継続的研修(CPD)の定着
  - (4) 広報活動の推進
  - (5) 日調連組織体制の効率的運営と充実
  - (6) 平成19年度の連合会活動(PTの活動)
6. 基本テーマIV 「意見交換」

17日

平成20年新春交礼会  
(於 ホテルメトロポリタンエドモント)

19日

第2回業務統計等検討会会議

<協議議題>

1. 土地家屋調査士の報酬に関する実態調査について
2. その他

21日

第6回広報部編集会議(電子会議)

<協議事項>

1. 「地理空間情報フォーラム2008」について
2. 会報について
3. 「未登記建物解消キャンペーン」について
4. 雑誌広告掲載の検討
5. 「人権のひろば」への広告掲載について
6. 次回会議の日程について

23日

第6回業務部会

日調連データセンター及び日調連技術センター合同会議

<協議事項>

1. 日調連データセンター及び日調連技術センターの取組みについて
2. 登記基準点にかかる諸規程について
3. 日調連データセンター及び日調連技術センターの来年度予算について
4. その他

23～24日

第5回研修部会

<協議事項>

1. 平成20年度事業計画(案)及び予算(案)の見直しについて
2. 平成19年度事業計画及び予算の執行状況について
3. 測量技術講習会について
4. 第3回土地家屋調査士特別研修について
5. 土地家屋調査士CPDについて
6. その他

25日

第3回オンライン申請支援PT委員会

<協議事項>

1. オンライン登記申請に係るフローチャートの作成について
2. 登記令と準則及び通達の条文の整理、新旧対照表について
3. 「不動産登記令一部の改正及び省令の一部改正についてのQ & A」の解説の作成について
4. オンラインのサポートについて
5. 登記完了書用紙の作成について
6. その他

29日

第2回研究所会議

<協議議題>

1. 地籍学に関する中間取りまとめについて
2. ADR代理認定調査士への研修について
3. その他

29～30日

第5回財務部会

<協議事項>

1. 平成19年度予算の執行について
2. 平成20年度一般会計予算(案)及び特別会計予算(案)について

3. 連合会会費の検討について
4. 小規模企業共済制度について
5. その他

## 2月 1～3日

### 第3回土地家屋調査士会特別研修基礎研修

## 6日

### 第9回正副会長会議

#### <協議事項>

1. 第8回常任理事会の運営等について
2. その他

## 6～7日

### 第8回常任理事会

#### <協議事項>

1. 平成20年秋の叙勲、黄綬褒章受章候補者の推薦について(顕彰審査会)
2. 戸籍謄本等職務上請求書取扱管理規程モデル

及び連合会情報公開に関する規則の一部改正について

3. 日調連会則施行規則の一部改正(案)について
4. 日調連会則の一部改正(案)について
5. 連合会会費の改定について
6. 土地家屋調査士会館賃貸借契約と予算措置について
7. 平成20年度事業方針大綱(案)並びに各部事業計画(案)及び同予算(案)について
8. 平成19年度全国ブロック協議会会長会同の対応について
9. 業務実態調査アンケートの実行計画について
10. 土地家屋調査士専門職能継続学習制度(土地家屋調査士CPD)について
11. その他

## 13日

### 第3回土地家屋調査士特別研修第4回運営委員会 <協議事項>

1. 基礎研修の補講について
2. 第3回の今後の流れについて
3. 平成20年度予算及び第4回の見通しについて
4. その他

## 日本土地家屋調査士会連合会

# 会館移転現状報告



(写真は平成20年2月22日撮影)

平成20年2月22日現在、外壁の大半ができ、足場も大部分が取り外され凜とした姿を見せています。内装工事に関しては、5～7階がほぼ完了しています。

連合会事務局は、4月下旬に移転をする予定となっています。なお、会館建設の紹介は東京土地家屋調査士会のホームページ(<http://www.tokyo-chousashi.or.jp/>)でもご覧になれます。

### 建設概要

- 工事期間：平成19年4月19日(着工)  
平成20年3月21日(完成予定)
- 建築場所：東京都千代田区三崎町1-6-1
- 名称：土地家屋調査士会館
- 建築面積：242.85m<sup>2</sup>
- 敷地面積：295.23m<sup>2</sup>
- 構造及び階層：RC造 地上7階  
延面積 1494.48m<sup>2</sup>  
内、連合会使用階 4階、5階、6階  
延 567.84m<sup>2</sup> (171.77坪)
- 最高高さ：27.22m
- 軒高さ：26.15m
- 掘削深さ：3.46m
- 用途：事務所ビル
- 設備：電気・衛生・空調・EV・他
- 建築主：東京土地家屋調査士会
- 設計者：株式会社ユニバーサル設計
- 施工者：松井建設株式会社 東京支店
- 建築確認年月日：2007年3月15日
- 建築確認番号：第163号



# 土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成 20 年 1 月 10 日付

東京	7473	成田	浩之	東京	7474	渡邊	勝
東京	7475	新島	宏	東京	7476	間部	一功
東京	7477	野崎	匠	神奈川	2787	矢野	貴之
神奈川	2788	川島	勝美	神奈川	2789	五十嵐	昇
神奈川	2790	椎野	正己	神奈川	2791	朴	博之
神奈川	2792	伊藤	孝之	埼玉	2398	山本	英司
埼玉	2399	江口	裕之	埼玉	2400	折原	芳和
千葉	2024	内田	英樹	茨城	1379	山口	雅之
群馬	979	中山	吉弘	群馬	980	田村	季之
長野	2527	浦野	泉	新潟	2138	高橋	浩
大阪	3015	八幡	憲一	大阪	3016	松村	司
大阪	3017	後藤	恭平	大阪	3018	江川	秀樹
大阪	3019	中川	正幸	大阪	3020	前田	悟
京都	789	西川	亜紀	京都	790	小牧	弘
兵庫	2307	木田	裕敏	兵庫	2308	丹田	信行
兵庫	2309	水口	一郎	兵庫	2310	宮川	王音
愛知	2656	青山	真由	愛知	2657	奥	哲維
愛知	2658	上原	貴代志	三重	840	久保	堅司
岐阜	1178	須田	康弘	岐阜	1179	黒岩	潤
岐阜	1180	伊藤	克博	岐阜	1181	奥村	敏行
石川	632	北林	かおり	広島	1786	東	富士治
山口	921	大來	博康	山口	922	大森	淳一
福岡	2125	高澤	雄二	佐賀	523	久米	貴之
長崎	751	宮崎	龍信	大分	798	川合	達也
熊本	1145	松下	伸一郎	熊本	1146	木下	裕郎
熊本	1147	山崎	元徳	鹿児島	1006	池田	拓志
宮崎	765	池田	良一	沖縄	461	仲井	間慎也
札幌	1124	永井	健一	釧路	337	進藤	正博
香川	670	松田	直樹	香川	671	松原	秀吉
高知	649	前田	昌利	愛媛	804	松下	勇三
愛媛	805	浜田	佳紀	愛媛	806	井手	常生

平成 20 年 1 月 21 日付

東京	7479	奥村	忠	東京	7480	高島	紀男
埼玉	2402	花輪	直人	埼玉	2403	澤木	一成
静岡	1648	藤間	弘敏	愛知	2659	成瀬	厚利
愛知	2660	星野	孝文	愛知	2661	高野	毅
広島	1787	長村	尚史	岡山	1320	酒井	大輔
福岡	2127	富田	浩之	大分	799	友弘	員弘

熊本	1148	田中	正三	福島	1427	小野寺	正貴
福島	1428	大槻	武志	福島	1429	白玉	洋介
岩手	1112	及川	一彦	愛媛	807	原田	健太郎

登録取消し者は次のとおりです。

平成 19 年 11 月 22 日付	富山	197	増山	祐幸
平成 19 年 11 月 26 日付	千葉	7	長谷川	博充
平成 19 年 11 月 27 日付	静岡	1341	芦川	鎌守
平成 19 年 12 月 1 日付	愛知	2390	中川	正彦
平成 19 年 12 月 2 日付	岡山	828	田中	時男
平成 19 年 12 月 4 日付	栃木	75	鈴木	哲人
平成 19 年 12 月 5 日付	奈良	321	別所	毅
平成 19 年 12 月 12 日付	大阪	232	内山	喜代松
平成 19 年 12 月 24 日付	新潟	2135	丸田	嘉夫
平成 20 年 1 月 10 日付				

東京	81	久保田	孝吉	東京	1821	中緒	正
東京	4946	鹿山	繁	埼玉	1854	栗原	幸三
千葉	1340	久住	弘	千葉	1679	村井	俊司
茨城	485	沼田	松男	茨城	1076	金長	進
茨城	1299	國松	勉	静岡	1149	堤	博紀
長野	679	松本	時雄	長野	2094	上原	忠芳
京都	616	齊藤	敦子	兵庫	430	中野	忠
愛知	1517	長縄	重男	三重	623	竹内	伸泰
岐阜	810	広瀬	秀子	福井	324	山田	正人
山口	285	安田	巖	山口	647	中野	佳裕
岡山	928	草加	忠志	岡山	1180	神崎	榮一
島根	395	岡田	祐次	長崎	491	鎌田	節男
熊本	138	津崎	弥八郎	熊本	582	境	弘
熊本	763	沖田	達旺	宮崎	494	弘光	重信
沖縄	355	宮城	常浩	福島	1341	安田	辰男
秋田	202	伊藤	節男	青森	414	木村	時雄
青森	630	八木	澤良一	青森	665	長根	正樹
札幌	376	中屋	敷健實	高知	406	安岡	正之

平成 20 年 1 月 21 日付

東京	4676	中元	繁男	埼玉	1023	田口	有一
埼玉	1720	原	孝一	京都	384	柳	和征
兵庫	1692	増田	徹也	広島	1422	日野	山忠己
福岡	2058	野見山	勝利	宮城	578	齊藤	徹
福島	15	榎内	實	福島	265	佐藤	久信
愛媛	407	福田	栄	愛媛	527	高本	偉平
愛媛	547	三木	金重	愛媛	686	広瀬	昌紀

# ちようさし俳壇

第274回



応ふる雲 水上 陽三

往き復り見て寂びさびと寒ざくら  
降るといふ予報に間あり寒満月  
霜柱滅びの綺羅を尽しけり  
曇天と思ひてゐしが日脚伸ぶ  
寒明けに応ふる雲の二三片

雑詠 水上 陽三 選

岐阜 堀越 貞有

善哉のお代りもある寒稽古  
初夢をもう忘れてゐる齡かな  
寒稽古面の中より涙声  
心技体ととのへ穂高へ初登山  
真青なるモロッコの空冬ぬくし

茨城 島田 操

なやらひの神鼓に喜寿を励まさる  
山禽を庭に遊ばす寒施行  
笹鳴を妻も聞きしと歩を止む  
物売の世間話や日脚伸ぶ  
合格と決まり豆撒く声弾む

岐阜 深谷 健吾

余生てふご褒美貰ひ去年今年  
たっぷりと寝溜めをせしか炬燵猫  
正座して両手で受けるお年玉  
病室へ破魔矢手にして子ら来る  
羽子板を買ひて禍はね飛ばす

愛知 清水 正明

ほうとうの味噌味甲斐の冬深む  
蓼科の星を集める凍豆腐  
寒暁や武蔵座禅の凹み石  
霧と赤いベストの予報官  
水を送る春まだ浅き小浜かな

福島 加藤 捷子

去年今年うたた寝幾度くり返し  
落着かぬ籠居なりし三ヶ日  
着ぶくれて起居年々にぶくなる  
風向の変り寒夜の列車音  
灯明のゆらめきに冬見つめをり

東京 黒沢 利久

春雨の坂ゆるやかに大学へ  
議事堂を風離れゆくみどりの日  
家建の音無く進む春の風  
花時の武家屋敷より水の音  
岩つばめ飛沫を抜けて日本海

埼玉 井上 晃一

冠雪の富士山見ゆる駅伝宿  
冬休み田舎の言葉覚え来る  
道の駅寒玉子買ふ家族連れ  
鯉群れる橋を渡りて初参り  
もやひたる岸辺の漁舟薄氷

今月の作品から

堀越 貞有

善哉のお代りもある寒稽古

少女も混じった少年剣士たちの寒稽古を想像する。鏡開きの当日か、或いはその前後なのであろう。大きな鍋に善哉が煮えており、お代りしてもよいという。元氣瀧刺たる少年少女のはしゃいだざわめきが聞こえるようだ。

島田 操

山禽を庭に遊ばす寒施行

寒施行とは、餌の乏しい寒中に狐狸などに食べ物を恵み与えることと歳時記にあるが、もっと広い意味で行われているのであろう。普段余り見掛けることのない目白などの山禽までが撒き与えられた餌を求めて庭に集まってくるのであろう。動物愛護の精神に発したものであるが、かかる行為によって自らも又癒されるのである。

深谷 健吾

たっぷりと寝溜めをせしか炬燵猫

間もなく夜も昼もなく恋に浮かれる猫に対する問い掛けで、時期が時期だけにいささかのユーモアがある。

清水 正明

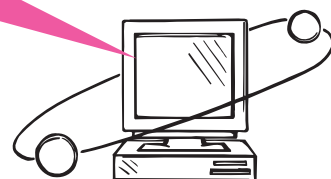
ほうとうの味噌味甲斐の冬深む

ほうとうは、うどんを南瓜などの野菜と味噌で煮込んだもので栄養価の高い暖かい食べ物で、武田信玄の陣中食といわれ山梨県の名物である。とくに寒い冬の食べ物として好まれる。

# 会員の広場を利活用ください

2003年2月17日から土地家屋調査士会員(以下「会員」)限定のホームページ「会員の広場」が再開されており、2008年2月1日現在で、約6800人の会員がID登録をしております。

土地家屋調査士制度改革期にある今では、リアルタイムな情報共有が望まれ、連合会としても、この会員の広場に「連合会の動き」や「制度に関する情報」等を掲載していきたいと考えますので、まだID登録をされていない会員におかれましては、会員の広場へアクセスするためのID等を次の要領で申請いただき、会員の広場を利活用ください。なお、IDの発行には2日～1週間程度かかります。

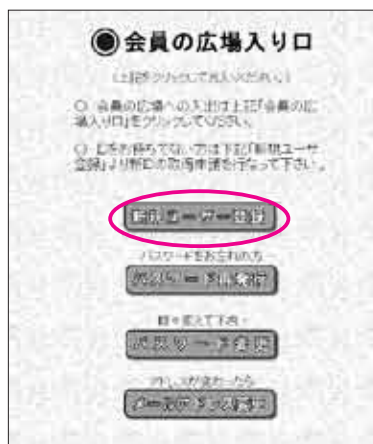


## 「会員の広場」ID申請方法

連合会 HP のトップページ  
(<http://www.chosashi.or.jp/>) から  
**「会員の広場」** をクリック



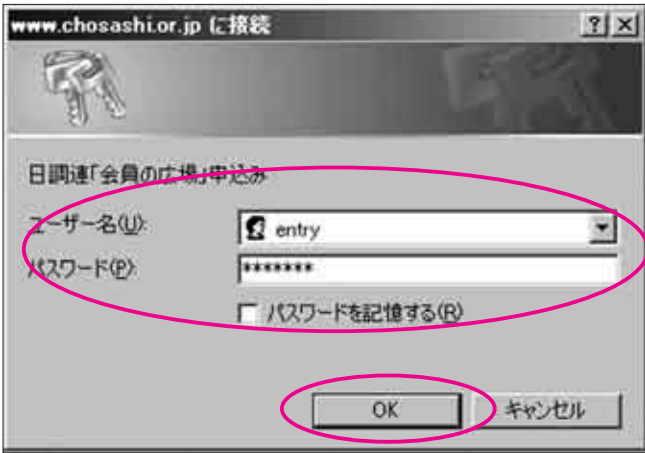
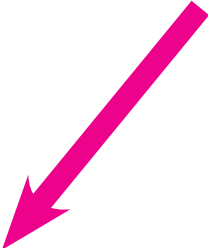
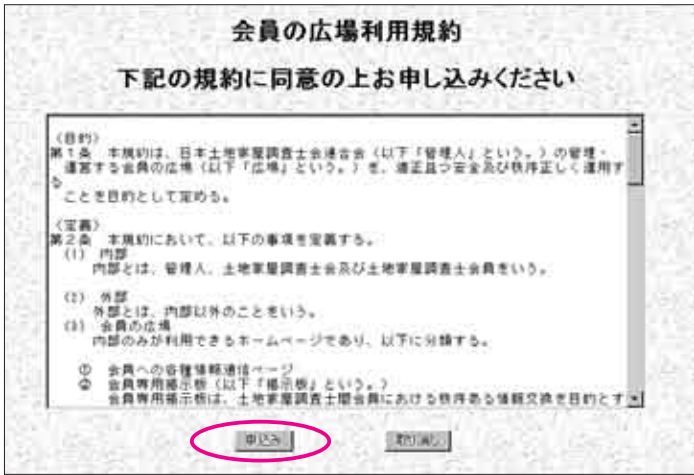
**「新規ユーザー登録」**  
ボタンをクリック



次のページへ



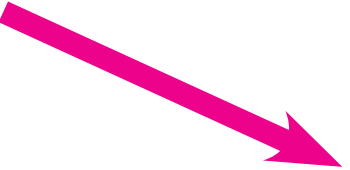
**「申込み」**  
ボタンをクリック



このまま入力！

- ユーザー名：entry（半角）
- パスワード：chosashi（半角）

を入力してOK をクリック



◎連合会に申請  
申請画面に所要事項を記入し、連合会へ申請してください。おって、連合会からID等を申請時のメールアドレス宛に送信します。なお、ID発行には2日～1週間程度かかります。

「会員の広場」利用登録申請

\*は入力必須項目です。

*氏名(姓):	<input type="text"/>	(全角漢字/例:日調連)
*氏名(名):	<input type="text"/>	(全角漢字/例:太郎)
*フリガナ(姓):	<input type="text"/>	(全角カナ/例:ニチコウレン)
*フリガナ(名):	<input type="text"/>	(全角カナ/例:タロウ)
*所属会:	<input type="text" value="選択"/>	
*登録番号:	<input type="text"/>	(半角数字/4桁) (4桁未満の方は先頭に「0」を付けて4桁になるようにして下さい。例:38-0034、114-0114 等)

# 国民年金基金へ 納める掛金はいくらですか？

～掛金は、加入した年金の型や口数、加入・増口時の年齢によって決まります～



土地家屋調査士国民年金基金

## 加入時年齢で掛金月額を設定し、60歳まで納付します

掛金は、加入時または増口した時の年齢によって決まり、60歳まで納付します。

下の表は、5歳ごとの部分を抜粋したのですが、実際の掛金額は1歳刻みで設定されています（詳しくは当基金へお問い合わせください）。

加入・増口時の年齢が高くなるほど掛金は高くなります。したがって、早く加入されるほど月々の負担は軽くなります。また、加入・増口時の年齢が35歳1ヵ月以降の場合、年金月額の刻みを小さくし、掛金を低くおさえ加入しやすくなっています。

女性の場合は、平均余命が長く、終身受取額が多くなると推定されるため、A型・B型の掛金は下の表よりも高く設定されています。

### ■ 男性の場合の掛金表（各型1口ごと）

（単位：円）

加入時年齢		24歳1月～25歳0月	29歳1月～30歳0月	34歳1月～35歳0月	39歳1月～40歳0月	44歳1月～45歳0月
1口目	A型	10,830	13,245	16,680	14,580	20,380
	B型	9,090	11,160	14,100	12,380	17,400
2口目以降	A型	3,610	4,415	5,560	3,645	5,095
	B型	3,030	3,720	4,700	3,095	4,350
	I型	2,785	3,410	4,285	2,805	3,915
	II型	1,935	2,370	2,980	1,950	2,720
	III型	3,040	3,720	4,675	3,060	4,270

## 掛金月額の上限と税制上の優遇措置

毎月納付できる掛金の上限は、月額で6万8千円となっています。しかも、毎月上限額を納付した場合（6万8千円×12ヵ月）、年間で最高81万6千円までが社会保険料控除の対象と認められますので、所得税・住民税が軽減されます。

また、国民年金保険料を免除されていた方が、①基金に加入した後、免除期間分の保険料を追納したとき、②免除期間分の保険料を追納した後で基金に加入したときは、一定期間この上限額を1.5倍（102,000円）とする特例が設けられています。

### 《特例の対象となる期間》

平成3年以降の免除期間のうち、追納した期間に相当する期間で、最高5年間となっています。

## 掛金の変更

毎月月末までに申し出ることにより、2口目以降の加入口数を増やしたり（増口）、減らしたり（減口）して掛金や年金額を変更することができます。

1口目は加入の基本であり、変更することはできません。

掛金を前納している場合でも、希望した月から掛金を増口することができます。増口は年度内1回に限られています。

## 掛金の納付は原則口座振替で引落とし

掛金は、加入時に指定した金融機関または郵便局の口座から自動的に引き落とすことになっています。国民年金基金は、老齢基礎年金に上積みする年金なので、国民年金保険料を納付していることが要件となります。国民年金保険料を納付していないと、せっかく納めた基金掛金は後日還付することになります。

掛金の引落としは、原則として翌々月の1日となります。

## 掛金を1年分前納すると0.1カ月分割引されます

掛金は、4月から翌年3月までの1年分を前納すると、0.1カ月分掛金が割引されます。例えば、1口目のA型に加入の35歳0月の女性の場合（掛金月額19,905円）、12カ月分で238,860円のところ、前納すれば236,870円となり、1,990円お得です。

前納割引額は年度によって変更する場合があります。

前納は、一度申し出れば翌年度以降も自動的に更新されます。前納をやめたいときは、申し出をすれば翌年度から毎月の引き落としとなります。

前納の掛金は、6月1日に口座から引き落とします。引き落としができなかった場合は、前納の適用はなくなります（したがって、その年度は、毎月の引き落としの取扱いとなります）。

前納の割引はありませんが、年度途中から翌年3月までの掛金を一括して納付することもできます。

## 国民年金基金 Q & A



**Q** 加入後、掛金が納められなくなった場合はどうなりますか？



**A** 基金へ事前に申し出て加入口数を減らすことができます（1口目は基本となる年金なので変更することはできません）。

なお、口数を減らしても掛金が払えない場合は、掛金の引き落としを一時中断することができます。中断した期間については未納となりますので、将来の年金は減額となります。

また、いつでも加入時の掛金額で再開することができますし、未納掛金は2年以内であれば追納することができます（延滞金がかかります）。

国民年金基金についてのお問い合わせは

### 土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階205号

もっと詳しく知りたいあなたは ▶▶▶ ☎ 0120-145-040

ホームページであなたの年金額が試算できます！  
いますぐアクセス！！ ▶▶▶ HP <http://www.chosashi-npf.or.jp/>

## ① お知らせ

土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について



次の土地家屋調査士会が標記法務大臣の団体指定を受けました。

### ○法務省告示第59号

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第1項第7号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成20年2月8日

法務大臣 鳩山邦夫

名称	主たる事務所
岐阜県土地家屋調査士会	岐阜市田端町1番地の12

### 編集後記

★東大寺／修二会の本行が3月1日から始まった。長さ約6メートルのたいまつに導かれ、「練行衆」の僧11人が石段を歩いて二月堂へと進む。先導役の「童子」がたいまつを欄干から突き出して火の粉を滝のように振り落とし、参拝客がその燃えかすを拾う。無病息災のお守りになると大仏開眼の752年から途切れることなく続いている伝統行事であり、「お水取り」の名で知られ古都（奈良）に春の到来を告げる。

★同じ日、「土佐のおきゃく2008」がスタートした。“～飲んで～歌って～踊ろうよ～”県や高知県内の企業でつくる土佐の「おきゃく」推進会議が主催。高知を盛り上げるイベントとしてスタートして3年目の今年のテーマは《花・人・土佐であい博》。本県ゆかりの織田哲郎さん（高岡郡佐川町出身）が作曲とプロデュース、岡本真夜さん（四万十市出身）が作詞、岡本知高（宿毛市出身）が歌を担当したイメージソング「一輪の笑顔」ができた。酒場をはしごするドリンクラリー、ストリートダンスなど多種多様なイベント等が、高知県内各地で開催される予定だが、私は今回初めて知った。高知県民でありながら、この疎外感、取り残された孤独感は何だろう。実行委員会が騒げば騒ぐほどに冷静になってしまう

派閥に入った気がする。県民に周知されていないのに、対外的な県外人に対してどのような広報活動を行ってきたのか全く分らない。土佐人にありがちな、我がの酒を我がで振舞って自爆完結にならなきゃ良いが…。仮にそうだったとしても土佐人だからと「一片の微笑」で済まされはする。大切なのは継続なのかも知れません。5年、10年と続けた結果どうなったのか、どうなるのか等、「よきこい鳴子踊り」のように化ける事に期待したい。

★第3回土地家屋調査士特別研修が全国的に開催されています。資格内資格として判断されてか分かりませんが、受講者数が減って来ています。高知会における今回の受講者は大半が、本会等の役員、委員が占めています。経験豊富で知名度の高い講師陣による特別研修は、内容も然ることながら自己研鑽等、非常に有意義で意味のある研修ではないでしょうか？その後は土地家屋調査士試験のカリキュラムとして繰り込まれるかと思うと「今のうちに受講しておかないと」と私自身危惧する次第。

さて、気は早いですが、第4回土地家屋調査士特別研修に私と共に参加しませんか？

～聴いて～語って～共に学びましょう！

広報部次長 川本 達夫

## 土地家屋調査士

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会<sup>©</sup>

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2F 204号

電話：03-3942-0050 FAX：03-3942-0197

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料（1年分） 1,008円

（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）



# 日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

平成 18 年 1 月から土地家屋調査士の電子認証カード（IC カード）を発行していますが、多くの会員から本 IC カード及び関連する事項に係る質問や照会を受けたことから、本稿にて Q & A 形式で説明します。

**Q1.** 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局（以下「日調連認証局」）が発行する IC カード（以下「電子証明書」）をなぜ取得する必要があるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ（一部署名できないものもあります。）に署名する場合等に使うんだ。

ハカル君

**Q2.** どうすれば IC カードを取得できるの？

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。

トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！



## 【新不動産登記法が要求している 3 本柱】

新不登法は、以下の 3 点を土地家屋調査士に問いかけていると言えます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？



## 土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局では、平成18年1月から土地家屋調査士電子証明書（ICカード）の発行作業を行っており、これまでの運用において、会員の皆様から頂戴した照会・質問等を取り纏めたくえで、同証明書の発行に係る会員の皆様への補足説明等を下記①～③に記載しますのでご参照ください。

### ① ICカードの申込時

電子証明書の発行は次の2通りの方法で行っております。

#### 【通常発行】

オンライン指定庁の指定日順に対象支部の会員に対し月800枚を目安に連合会から申込書を送付しております。

なお、連合会が申込書を送付するフェーズから、会員の皆様が証明書を取得するまでの流れについては、「電子証明書を取得するまでの流れ（iiページ）」を参照ください。

#### 【希望者枠発行】

詳細は、「土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について（iiiページ）」を参照ください。

### ② ICカードを受領した場合

上記①により会員の皆様がICカードを受領された場合、その郵便物（ICカード一式）の説明については、「土地家屋調査士電子証明書の同封物について（iiiページ）」を参照ください。

また、同ICカードを使用してオンライン登記申請を行う場合の事前準備等の説明については、「オンライン登記申請を実施するまでの準備について（ivページ）」を参照ください。

### ③ ICカードを再発行する場合

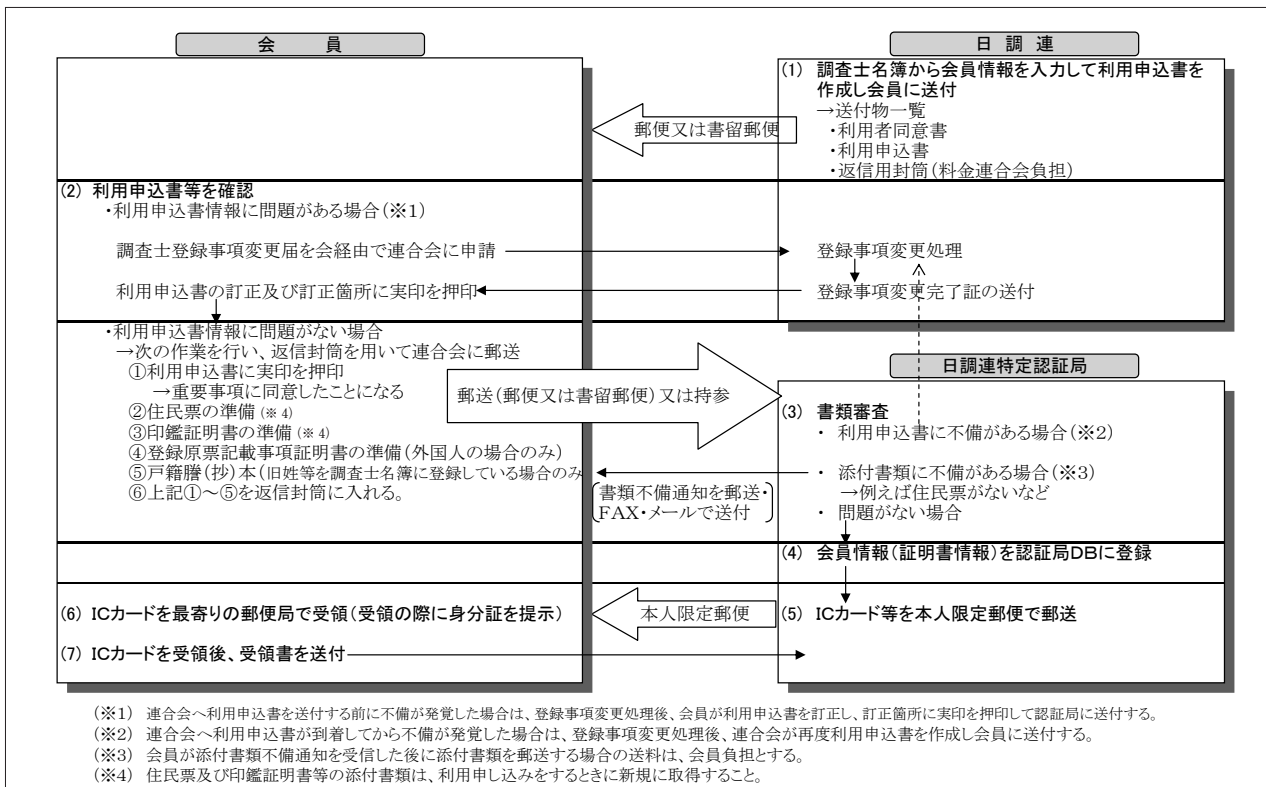
一度取得したICカードを、調査士登録事項変更や、ICカードの紛失等により失効した場合の再発行の仕様・手順等については、「土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について（ivページ）」を参照ください。

## 電子証明書を取得するまでの流れ

会員における電子証明書利用申込からICカード等発行までの流れは、下記の(1)～(7)のとおりです。

ただし、下記流れは認証局運用開始後第1回目に発行するときのものです。（平成18年1月現在）

### 電子証明書を取得するまでの流れ



## 土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について

当連合会では、オンライン登記申請時の土地家屋調査士資格の証明に必要な「電子証明書」の発行を平成18年1月から開始しています。

同電子証明書の発行計画は、不動産登記オンライン申請システム導入庁の指定日順に、その登記所の対象支部毎に毎月800名ずつ定期発行するとともに、毎月200名ずつの希望者発行枠を設け、計1,000枚ずつ発行しています。

不動産登記オンライン申請システム導入予定庁に関しては、「不動産登記オンライン申請システム導入予定庁一覧」(<http://www.chosashi.or.jp/repository/07wants/lists.xls>)をご参照ください。また、希望者枠発行については、下記の要領により連合会までお申し込みください。

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに調査士会の方でとりまとめのうえ、連合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでこの旨ご了承ください。

### 記

#### 【希望者枠発行の申込方法】

任意の様式に、「土地家屋調査士電子証明書発行希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.jp)、FAX(03-3942-0197)及び郵送(〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階204号 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局運営室 行)にてお申し込みください。

- 所属会名      ○ 所属支部名      ○ 登録番号(半角)      ○ 氏名
- 事務所所在地(郵便番号も記入)      ○ Mail(半角)      ○ Tel(半角)

## 全国のどなたでも、直ちに申込み可！まず、ICカードを取得することから始まるオンライン

《この文書はICカードのお申し込み後にご覧ください。》

## 土地家屋調査士電子証明書の同封物について

会員の皆様を受領されるICカードは、下図①～④のような一式となっておりますので、各項目について説明いたします。

- ① 下記②～④が入っている封筒
- ② ICカード受領書  
次の作業を行ってから、下記③の封筒に入れて連合会へ送付ください。
  - ・ 自署(氏名)
  - ・ 実印を押印
  - ・ ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

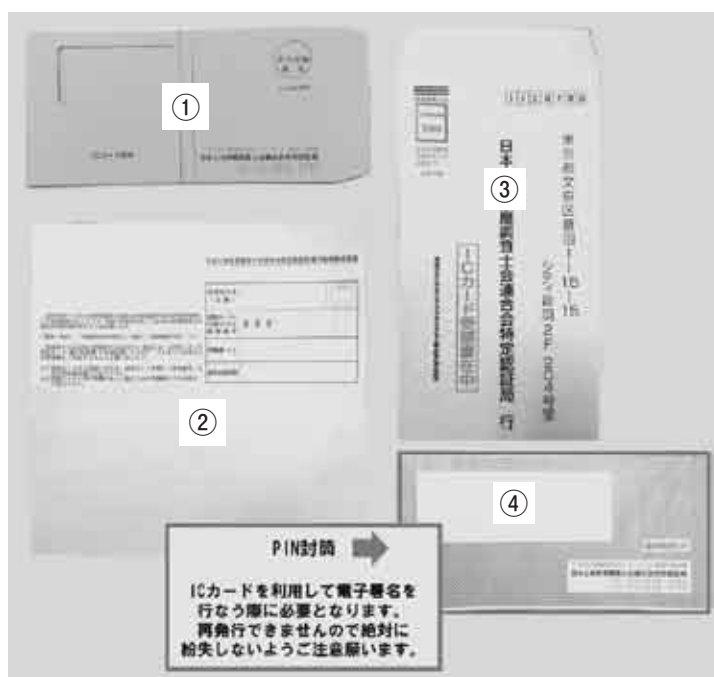
③ 受領書返送用封筒

④ PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。このPINコードはICカードにて署名する際に必要なものですので大切に保管ください。

また、PINコードを15回以上ミス(入力等)するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。

(この場合は、そのICカードを失効して新規ICカードを再発行する手続きとなります。)



## オンライン登記申請を実施するまでの準備について

今、日本土地家屋調査士会連合会認証局サービス（調査士電子証明書）は、全国の会員が等しく利用していただけるよう、着々とカード発行手続を進めております。

会員の皆様は調査士電子証明書を受領されてから、オンライン登記申請を行うための準備事項として、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. オンライン登記申請マニュアル CD の準備

オンライン登記申請を行うための準備からオンライン登記申請の方法までを説明したマニュアルです（平成18年3月下旬に各会に会員数分を送付済）。オンライン登記申請に必要な各種ソフト・ドライバ等も収録していますが、平成18年1月版ですので、法務省HP及び日調連HP等で最新のをダウンロードすることを奨励します。

#### 2. ICカードR/W(カード読取リーダー)の準備

「<http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm>」を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

#### 3. オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

オンライン登記申請マニュアルCDにも収録していますが、同CDは平成18年1月版ですので、法務省HP(<http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html>)及び日調連HP(<http://www.chosashi.or.jp/repository/>)等で最新のをダウンロードして設定等ください。なお、設定・準備については、同CDの1「準備編」を参考にしてください。

## 土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について（お願い）

平成18年1月から土地家屋調査士電子証明書（以下「証明書」という。）の発行を開始し、平成19年11月末日現在で7,018枚の証明書を全国の会員へ発行しているところであります。

ところで、同証明書の発行については、特定認証局に係る特別会費を毎月1,000円ずつ全会員に負担いただいていることから、各会員に対する1回目の発行は無料で行っています。しかし、土地家屋調査士名簿の事項変更等により、証明書を失効した場合の当該会員への2回目の発行については、1証明書当たり下記「証明書発行費用の支払い方法の1」の費用負担をいただくこととしております（日調連特定認証局HP([http://www.chosashi.or.jp/repository/n\\_kisoku.pdf](http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf))に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照）。

なお、その際の費用の支払い方法は下記「証明書発行費用の支払い方法」とおりです。

さらに、証明書発行については、平成17年度第62回連合会定時総会において「改正不動産登記法の立法の趣旨を受け、全会員で土地家屋調査士制度を維持、発展していくことを目的に、証明書を全会員配布とする。」ことが決議されておりますので、この趣旨のご理解のもと会員への案内方よろしく申し上げます。

### 証明書発行費用の支払い方法

#### 1 振込金額（証明書1枚当たり）

- ・ H18.1月～H23.12月 : 5,000円（税込）
- ・ H24.1月以降 : 10,000円（税込）

#### 2 振込先等の情報

- ・ 金融機関名 : みずほ銀行
- ・ 支店名 : 江戸川橋支店
- ・ 振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会  
会長 松岡直武
- ・ 口座 : 普通
- ・ 口座番号 : 1018169
- ・ 振込者名 : 口座名義ではなく下記(\*)の数字7桁を入力  
(\*) 会番号2桁(\*)+登録番号5桁(例: 東京会の1番の場合、0100001)なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

#### 3 証明書発行費用の支払い方法

上記1の金額を上記2の要領で振込み、その振込み用紙及び領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	1	愛知	18	宮崎	35
神奈川	2	三重	19	沖縄	36
埼玉	3	岐阜	20	宮城	37
千葉	4	福井	21	福島	38
茨城	5	石川	22	山形	39
栃木	6	富山	23	岩手	40
群馬	7	広島	24	秋田	41
静岡	8	山口	25	青森	42
山梨	9	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		